

平成26年第4回東大和市議会定例会会議録第25号

平成26年12月3日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	北田和雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
学校教育部参事	石井卓之君	社会教育部長	小俣学君
総務管財課長	東栄一君	課税課長	矢吹勇一君
産業振興課長	乙幡正喜君	健康課長	志村明子君

ごみ対策課長 松本幹男君
都市計画課長 神山尚君
学校教育課長 岩本尚史君
社会教育課長 村上敏彰君

環境部副参事 中野哲也君
下水道課長 佐伯芳幸君
学校教育部
副参事 小板橋悦子君
中央図書館長 関田実千代君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時31分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（尾崎信夫君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。12番、蜂須賀千雅でございます。平成26年第4回定例会に当たり、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、危険ドラッグ汚染の実態と対策についてお伺いいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、在宅を含む終末期患者家族への対応と、市民への終活を考える機会の提供についてお伺いいたします。

①といたしまして、現状について。

②といたしまして、課題について。

③といたしまして、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、3番といたしまして、産業まつりについてお伺いをいたします。

①といたしまして、今年度の来場者数と、過去における来場者数の推移について。

②といたしまして、過去と今年度の課題と課題解消の取り組みについて。

③といたしまして、開催場所について（他の場所での開催についての検討は）をお伺いさせていただきます。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、危険ドラッグ汚染の現状についてであります。危険ドラッグは使用すると興奮、幻覚、陶酔、その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす薬物で、乱用することにより健康被害が生ずると認められるものとして薬事法に規定されております。平成26年11月現在、危険ドラッグとして約1,370種類の薬物が指定されております。危険ドラッグが関連する事件の件数は、警視庁の発表では、平成24年度は76件、平成25年度は125件となっておりますが、市内におきましては危険ドラッグが関連する事件の発生はないとのことでありま

次に、課題についてであります。平成26年8月に国が策定しました第四次薬物乱用防止五か年戦略において、合法ハーブ等と称して販売される薬物など、新たな乱用薬物への対応や薬物の再乱用防止対策の強化などが課題とされております。当市におきましても、インターネット等の普及により、中学生や高校生を含む若年層にも、危険ドラッグなどの薬物が手軽に入手可能であることや、乱用による健康被害、犯罪の増加のおそれがあることが課題であると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。現在、東京都多摩立川保健所により管内6市での連絡会において、情報共有が図られているところであります。また、当市では東京都薬物乱用防止推進東大和地区協議会が中心となり、市民の皆様への啓発などが行われております。今後も協議会を初めとしたさまざまな関係機関と連携し、若い世代も含め、より一層の啓発を推進してまいりたいと考えております。

次に、終末期の患者家族への対応と市民への終活を考える機会の提供についてであります。当市では終末期の患者や家族の方への対応につきましては、御相談の内容に応じて適切に関係機関等を御案内するよう努めております。また、終活を考える機会の提供につきましては、平成26年度に東京都健康長寿医療センターの研究員を講師に招き、「65歳からの老い支度」をテーマに、介護予防講演会を実施したところであります。

次に、課題についてであります。これまで終末期の患者を介護する御家族から、「これからどのようにしたらよいかわからない」といった御相談が多くありましたことから、退院からみとりまでの間を支えるさまざまな関係機関の連携、協力体制を構築することや、市民の皆様への情報提供の充実等を図ることが課題であると考えております。また、終活につきましては、終活が医療、介護、相続、遺言、供養等、人生の多岐にわたるさまざまな課題をテーマとしておりますことから、広い視点と各テーマに沿った専門家の活用等、普及啓発の必要があると考えております。

次に、今後の取り組みについてであります。今後は団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、地域における在宅医療、介護の連携、協力、支援体制の構築が必要となりますことから、さまざまな関係機関との情報及び課題の共有を図りながら、検討してまいりたいと考えております。また、地域の医療、保健、介護等の情報等につきまして、よりわかりやすく市のホームページ等に掲載し、情報提供に努めてまいります。終活につきましては、人生の終わりをよりよいものとするため、早目に準備を始めることが大切と言われておりますことから、引き続きさまざまな分野の専門家による講演会の開催など、終活を考える機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、産業まつりの来場者数についてであります。平成26年度の産業まつりは、11月1日、2日に開催いたしました。主催者発表では、2日間で2万3,000人の方が来場されたとのことであり。なお、平成24年度は2万7,000人、平成25年度は3万人との報告を受けております。

次に、課題解消への取り組みについてであります。産業まつりににつきましては、東やまと産業まつり実行委員会が主催しております。平成25年度までは、農業部門と商業部門がそれぞれ別の実行委員会が組織されておりましたが、平成26年度から両部門を一体化した産業まつり実行委員会が組織されました。これにより農業部門と商業部門の連携、調整が円滑になり、効率的に運営ができるようになりました。

次に、開催場所についてであります。例年、産業まつりは市役所敷地内で開催しております。平成27年度につきましては、市役所庁舎及び現業棟の耐震補強等工事を予定しているため、市役所敷地内での開催は難しいと考えております。開催場所につきましては、現在、実行委員会で検討されているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。それでは、幾つか再質問させていただきたいと思います。

危険ドラッグ、いわゆる違法ドラッグですね。前は違法ドラッグ、それから脱法ドラッグ、それから脱法ハーブと言われてた、そういったものが今、名称を変えて「危険ドラッグ」ということで、平成26年の7月ですね、政府が「危険ドラッグ」という呼び名に変えましたが、薬事法のさまざまな当然規制を逃れ、法律で取り締まることのできない薬物が多く存在をし、安全または適法であるかのような印象を与え、若者たちを中心に多くの方々が気軽に購入、また使用することができる薬物となっており、ニュースなどでも危険ドラッグを原因とする悲惨な事件、事故は後を絶たず、毎日、夕方のニュースを見ると、この危険ドラッグに関するニュースを目にしている方も多いというふうに思っております。

また、危険ドラッグは、インターネットが小中学生も含めて大変普及しており、知りたい情報なども簡単に入手することができ、またこういったことで気軽にその情報を入手し購入することもできるということで、大変危惧している状態であるんだというふうには認識をされております。全国でたびたび報告されている自動車などのそういった事故も、加害者も被害者も出さないために、東大和市としても今までも取り組みをされておりますが、新たに迅速な対応をお願いしたく幾つか質問をさせていただければというふうに思っております。

東大和市内での販売店の状況、またはその把握があれば教えていただきたいのと、東大和警察署管内での事件、事故、また近隣自治体での関連の事件、事故等がありましたら教えていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) まず市内での販売店の状況などにつきましてでございますが、まず東京都におきましては、所管が東京都福祉局の健康安全部薬務課が担当となっております。こちらのほうが把握をしているということでございますけれども、都内の販売店の状況につきましては、平成26年11月の時点で27店舗でございます。内訳といたしましては、区内に25店舗、多摩地域に2店舗あるということでございますが、いずれも所在地については非公表ということでございます。

続きまして、市内での関連する事件や事故ということでございますが、先ほど市長からの御答弁いただきましたけれども、市内においては危険ドラッグに関連した事件や事故につきましては、取り扱い事案の発生はないということでございます。ただ、近隣の自治体等での関連する事件や事故につきましては、東京都におけるものでございますけれども、警視庁のほうの発表でございますと、平成26年の上半期の危険ドラッグにかかわる検挙件数の暫定値ということでございますが、指定薬物にかかわる薬事法違反は41事件となりまして、前年の10件から31件ふえているとということでございます。また、人数といたしましては52人とということで、前年度の16人から36人の増ということでございます。なお、地区ごとの発生状況につきましては、非公表ということでございまして把握はできておりません。

以上でございます。

○12番(蜂須賀千雅君) ありがとうございます。

市民への意識啓発ということで、今さまざまな市の行事で薬物乱用防止の東大和地区協議会さんですね、さまざまな催し物を行っておりますが、今後も含めてそういった啓発活動というのは、今までどのようなことが行われて、今後考えられる啓発活動等があれば教えていただいてもよろしいでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 現在、行っております東京都薬物乱用防止推進東大和地区協議会による啓発活動でございますが、環境市民の集いや福祉祭と同時に開催しております健康のつどいなどの事業の中で啓発活動を行ったり、それからハミングホールで若い世代を対象としたダンスイベントを行って、啓発活動を推進してい

るところでございます。また、市内の中学校と連携、協力をさせていただきまして、ポスター及び標語の募集を行ってるところでございます。平成26年度におきましては、市内の5つの中学校から御協力をいただき、695点の応募がございました。これにつきましては、福祉祭のときに表彰式をさせていただいているものでございます。また、保護者への意識啓発や今後の取り組みでございますが、市ではこの協議会の役員の方々が講師となり、市内の小中学校で講習会を実施して、生徒さんや保護者さんへの意識啓発を行っております。平成25年度は、市内3つの小学校で実施をしたところでございます。

今後も引き続き地域に根差した薬物乱用防止の啓発の取り組みを、さまざまな形で協議会の皆様と連携、協力、御相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今まで幾つかの——常日ごろから協議会を使っていたいただいて活動し、啓発活動に進んでいたということで、私も認識をしているところでございます。この項は、もうあと幾つか質問するつもりもないのですが、最後に、恐らく二、三カ月だと思うんですが、マスコミ等でこれだけ取り上げられて、小中学生もニュース等で目にし、またそのニュースも聞いて危険ドラッグという言葉も当然理解をし、また内容については、そこまでは詳細わからないまま子供たちも今の現状、迎えているんじゃないかなと思うんですが、学校のほうでこういった危険ドラッグに関して、今この時期に迅速に、詳細に子供たちにやっぱり説明したほうがいいかなというふうに思う時期だとは思いますが、そのあたりというのは当然カリキュラムが組まれておりますので、なかなかすぐに道徳の時間等で取り組むことは厳しいのかなと思うんですが、そのあたりここ一、二カ月でこういった事案が非常に世の中、起きてる中で、学校現場としてすぐに取り組みされたことがもしあるのであれば、教えていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 市内の小中学校におきましては、小学校では体育科の保健領域、それから中学校では保健体育科の授業において、薬物乱用の害ということについて取り上げております。そこでは、覚醒剤や麻薬、シンナー等の使用による人体の影響、それから危険性について児童・生徒への指導を行ってるところでございます。また年1回以上、小学校高学年や中学校において、薬物乱用防止教室というものの開催というものも行ってあります。そこには警察職員、また学校の薬剤師の方のような専門家に御協力をいただきながら、講師としてお招きをして薬物乱用の危険性、社会的な影響などについての指導をいただいているところでございます。

なお、これから指導する学校につきましては、危険ドラッグの使用についても、覚醒剤や麻薬と同様に違法であること、そして危険性がとても高いということも含めまして、授業等で取り扱うということを検討しているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。

このニュースが、ここ最近、取り上げられてるので、私の最後の結論とすれば、そのときがあったときに、なるべく迅速にそういった協議、教室で授業の中で取り組んでいただくことの柔軟性というのが欲しいなということで、ちょっと最後に聞かしていただければと思うんですが、恐らくすぐには多分行えてなかったのかなというふうな認識も、まあ当然カリキュラムも組まれてますので、すぐにはという部分があるんですが、こういう御時世で、ニュース等でもこういうお話が多い中で、やることに子供たちも非常に自分たちの中でいろい

ろ経験して、またそういったことを覚えていくには、とてもいい時期じゃないかなというふうに思いますので、とかくこの先も、こういった子供たちに関する事件、事故の絡みで、これは特に今回の危険ドラッグなんていうのは、迅速にそういう授業の中で、また道徳教育の中で教えていただくことが必要かなというふうに思いますので、教育委員会にはぜひ改めて、こういった声に関しては迅速性を持って対応していただくように要望だけさせていただきますと思いますので、教育長、ぜひよろしく願いできればというふうに思います。

危険ドラッグに関しては以上でございます。

続きまして、在宅を含む終末期患者と家族への対応と市民への終活へということの機会の提供ということで、幾つか質問させていただきたいと思います。

近年、日本は大変な高齢化に伴い在宅や介護施設で終末期を迎える高齢者がふえ、また老老介護や身寄りのない方への看護も大変ふえてきてる中で、今後みとりの対処をどうしていくかということが、日本の大変な深刻な問題になりつつあります。本来であれば、例えば東大和市のほうでホスピスを行政として行うことも望ましいのかなと思う部分があるのですが、現状において在宅の終末期の方々を訪問診療してくれる病院の数も、恐らく少ないのかなというふうな認識をしております。関係機関がきちんと連携をして、この件について取り組んでいくことは、やはり必要ではないかなというふうに思っております。在宅で見てる家族の方たちは、やはり大変負担が多い、また病状が急変したときに、その対応をどうしたらいいかということの御意見も多く、私の住んでる地域でも当然高齢者の方が非常に多いので、そういった方々も充実というものの認識を常にお話の中でいただいている部分がありますので、今回質問させていただきました。

市内で把握できてたらなんですが、現在その療養されている終末期の方の人数、またその医療機関、それから市が今現状行ってるこの件に関しての家族への対応を含めて、今の3点、教えていただければというふうに思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず市内で在宅で療養されている終末期の方の人数ということでございますが、これにつきましては把握するデータというのは市のほうにはございません。国のデータによりますと、全死亡数の約1割の方が、自宅における、いわゆる在宅死というようなものというふうに言われております。これを当市での死亡のされた方の1割を在宅死として推計してみますと、平成25年は約69人、平成24年も約69人、平成23年が約67人程度ということで推計できますので、おおむね70人前後の方が在宅死をされているのではないかと推計をしております。

続きまして、市内で在宅でのいわゆる終末期の対応などを行う医療機関についてでございますが、現在市内には1カ所、在宅療養支援診療所というものがございます。また、このほか訪問診療を実施している医療機関が11カ所でございます。

それから、非常に精神的な負担が大きいということで、当然介護の負担等もございますけれども、そういった家族への対応というのにはどのようにしてるかという御質問でございますが、市といたしまして直接的な支援というものは行っておりませんが、御家族等からの御相談の内容によりまして、医療機関や専門相談機関などを御紹介させていただいております。また東京都のほうでは、在宅緩和ケア支援センターなどの専門相談機関もございますので、そういったところの専門相談機関などの御紹介も、相談の中で行っているというところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

今部長から御答弁もいただきましたとおり、精神的負担が大変大きいというふうに私も認識しており、健康課においても、今関係機関に相談内容によって御紹介をさせていただいているということで答弁をいただきました。全体とすれば、やはり身近なところでそういった相談活動ができて、心のよりどころというか、なかなか孤独になりがちな部分もありますので、そういったところのケアを我が市として何か、身近にそういった家族関係の御相談に親身になって乗れる施設を、施設というか相談窓口を、今後つくっていくことの検討があるのかどうかだけ教えていただけますでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、介護保険法の改正等もございまして、2025年を目標として地域で医療と介護の連携ということで、さまざまな連携関係、体制の整備というものをつくれるようにということで、国のほうから、いわゆる地域包括ケアシステムというの中で、そういった終末期も含めた在宅医療と介護の連携というところの構築が求められてるところでございます。市といたしましても、今後さらに高齢化が進行していくという中で、75歳以上の方々の人数もふえていくということでございますので、そういったところを念頭に置きながら、医師会等、関係する機関とともに今後どうしていったらよいかというようなことも含めて、連携支援体制の構築を目指して検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。引き続きそちらの——これだけ高齢化が進んでおりますので、そういった相談窓口のニーズも上がっておりますので、ぜひ今後、計画をして取り組んでいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

終活のほうに移らしていただきたいと思います。

終活活動ということで、最近、マスコミのほうでも、もう65歳になると人生の——自分が自分らしく生きてきた、今までも自分らしく生きてきたと、それで最後も自分らしく生きていきたいということで、最後も自分らしくありたいということで、この終わりの活動と書いて「終活」ということが、今さまざまな取り組みが、またいろんな各自治体でも、自治体主催でさまざまなセミナーも行われており、東大和市としても中央公民館のほうでしたかね、行われてたのを目にしたこともあります。

今は65歳の今ということで、2015年の日本の人口の統計では、65歳以上の約64%がもう単身者である、もしくは夫婦のみで暮らしている。要は、老老に向かって進んでいるという現実があります。その中で、当然夫であったり妻であったりが先に逝ってしまった後の後処理がとても心配だ、そういったことを聞くことが大変多くなってきました。もちろん日本は寿命が大変長い、しかしまだ健康寿命との差はありますが、今は65歳を過ぎたら今後の人生をきちんと考えて、終活について活動していくというのが今後は当たり前の時代になって、必要なかなと思っており、またそのためには当然正しい知識と情報を自治体として、いかに提供していくことが必要な、そしてまた安心して長生きできるよう、当然笑顔で明るい終活が迎えられることが、これ以上ないいい取り組みではないかなということで質問させていただいております。

日本人は、特に死というものをタブー視する嫌いがあり、死について語ることや準備をすることに対して、いわゆる例えば縁起が悪かったり、とんでもないことを何で言うんだということ、怒られる方もいましたが、自分が生前に亡くなる準備を何もしていないばかりに、当然残された家族を大変困らしてしまう、それを生前に解決しようとするのが、そんなに縁起の悪いことかということで、その辺も見直しが大変世の中で始まっており、終活は自分自身のためでもあり、まず自分に何かがあったときに残された家族への愛情、思いやり、感謝の気持ち、そういったものが全てあられる活動が終活活動だというふうに、私も認識しております。

それで、先ほど市長答弁の中で、26年に東京都健康長寿医療センターでしたかね——の方に来ていただいて、講演をしていただいたということのお話があったと思いますが、そのあたり詳細を少し教えていただければというふうに思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 今、御質問者おっしゃいましたように、先ほど市長の御答弁でも申し上げました、ことし9月24日の日に中央公民館におきまして介護予防講演会の一つといたしまして、「65歳からの老い支度」というテーマで終活に関する講演会を開催してございます。

当日、中央公民館のほうは、100名の定員のところに95名の参加がございまして、参加者も民生委員などの方も含めまして、さまざまな立場の方々に御参加いただいております。また年齢層につきましても、割合、若い方からも参加がございまして、こちら幅広い年齢層から参加をいただいているところでございます。当日の講演会では、いわゆるエンディングノート、こちらのほうの配布も行いまして、そのノートの内容についての説明も行っております。参加された皆様方からは、自分らしい生き方を考えるきっかけになったというような、おおむね好評な御意見をいただいているところでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

私が住んでる周りは、当然高齢化が進んでる地域ですので、今はがんは不治の病ではありませんが、早期発見、早期治療であれば治るがんも大変ふえておりますので、がんイコール死ではなくなっておりますが、最近ちょっと何人かががんになられたということでお伺いをした例もありましたものですから、今まで1,000人以上の緩和医療をされてきた方が、その余命だとか、がんであるということを宣告されたときに、誰しもが当然死が近づいたときに、多くの方が後悔の念を持つというふうに言われています。幾つかその方は挙げておまして、余命のお話をされたとき、またがんのことをその方にお話ししたときに、皆さんが共通して言うことがやはり幾つかあるというふうに言われております。

65歳以上の方が大変に多いのですが、終活活動、今エンディングノートの話もありましたが、そういった取り組みをするべき年齢は、もう65を過ぎたら取り組むべきだというふうに言われておりますので、その方が実際そういうふうに余命宣告され、またがんになられて一生懸命治療をしてるのですが、一瞬でも頭によぎったことは大体似たり寄ったりで同じでございまして、今まで健康を例えば大切にできなかった、それからたばこをやめられなかったなとか、生前自分の意思を示すことができなかったなとか、それから自分のやりたいことまでやれなかったな、それからもっと自分がやりたいことがあったのに夢をかなえられなかったなとか、それからそういえば悪事に大分手を染めてきたなとか、それから他人に優しくなれなかったな、それから遺産をどうするかですね、家族にそういえば決めてなかったな、それから自分の葬儀のこと、それから仕事ばかりで家族との時間をもう少し過ごしておけばよかったとか、それから結婚を例えばしなかったり、子育てをしなかったり、それから自分の生きたあかしを残さなかったこと、それからきちんと自分の奥さんなり旦那さんに、愛する人にきちんとありがとうということを伝えることができないうこと、さまざまこういった事情があるんですが、皆さん、そういった自分が死というものを考えるときに、大体ほとんどの人がこのような後悔をされ——ということをお伺いしております。それを解消する意味でも、この今お話ありましたエンディングノートというのを使っていただき、ぜひすばらしい終活を迎えていただいて、そこからの人生をよりよいものに市民の方もしていただきたいということで、今回質問をさせていただいております。

年金受給を当然始めてから、男性で約15年ですかね、女性で約20年、まだまだ短くない人生が当然待ち構え

てるわけですから、きちんと終活活動をして、よりよい市民としての人生を歩んでいただきたいということで、エンディングノートというのは、当然亡くなったときの身の回りの品の整理及び処分であったり、それから延命治療の際の自分の意思表示をきちんと示しておく、それから脳死の場合の臓器提供の意思表示を例えばしておくとか、お葬式の形態や墓の形式の意思表示をきちんとしておくとか、当然遺言状の作成、それから自分が亡くなったことを知人、友人、この人に絶対伝えてほしいということを伝える、そういったことのリストもあります。また自分が生きてきたということを含めて自分史をつくるということも、そのエンディングノートの中にはあります。

これだけ、私から見るとすばらしい、人は必ずいつか死ぬわけで、それを有意義な形で迎えられるということにこしたことはないわけで、こういった講座を、改めて26年度、行ったということですが、講座の回数ももちろん、そういった提供をふやしていただきたいですし、自治体によってはある一定の年齢を区切り、エンディングノートを配布してるということも聞いておりますが、最後そのあたり今後の取り組みについて、お考えがありましたら教えていただければというふうに思います。

○福祉部参事（広沢光政君） 終活全般に関する御質問でございますけれども、エンディングノートに関しますと、最近ではインターネット等で無料でダウンロードができるというようなサイトも出ていて、入手等に関しては比較的容易になってきてるところでございます。しかし、ノートそのものもさることながら、やはりそのノートの記入に当たって終活というもの、今、御質問者からのお話ございましたけれども、終活自体がかなり多方面の多岐にテーマがございますので、それぞれの専門分野を、広く知識をお持ちになっている方からのやはりそういった講演会ですとか、そういったものを受けていただいた中で、エンディングノートの書き方についても一緒に学んでいただけるようなことができないかというようなことを、今後研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

ぜひ今後、確かにエンディングノート、渡されただけでは取り組めない方もいらっしゃると思いますので、多岐にわたりそういう講座を、公民館の活動の中でもいいと思いますし、幾つか長期にわたってそういう講座を開いていただければというふうに思います。

私の地元で、その自分史に関して取り組んでおられる方がいらっしゃいまして、その方は自分の——介護予防リーダーの方も、その方もやられてるんですが、とにかくそれを御紹介して、とても好評で、皆さん自分自身のことを、改めて自分の人生というものを振り返り、また家族に迷惑をかけずにということで、自分の記録としてしっかりと残しておりますので、今言われておりますのは、やはり65歳以上になったら自分のそういうものをつくって、家族に迷惑をかけないということを意識して生きていくことも一つかと思っておりますので、ぜひそういった講座も含めて今後取り組んでいただきますのを、こちらも要望させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

2番の終活に関しては終わります。ありがとうございます。

最後です。産業まつりについてお伺いいたします。

今幾つか市長のほうから御答弁をいただきましたが、まず産業まつりを開催する目的と意義と、それから東大和市としてのかかわりの詳細を少し教えていただけますでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 産業まつりでございますけれども、市内の産業の振興を図るために、農・商部門が

一体となりまして毎年実施しております。ことしで45回を数えてございます。

目的でございますけれども、農業部門につきましては、市内の農業の実情や農産物を広く市民に紹介するとともに、農産物の品質向上と生産意欲の高揚を図り、農業振興に寄与することを目的としてございます。商工部門につきましては、市内の商工製品を広く市民に公開し、市内の商業、工業に関する認識を高めるとともに、市民と商工業者との相互理解と触れ合いの場を設けていることによりまして、商工振興に寄与することを目的としてございます。こうしたこれらの事業を継続することが、意義あることであると考えてございます。

市とのかかわりでございますけれども、第1回につきましては昭和45年10月に市制施行の記念行事の一つとして実施されてございます。その後、さまざまな経緯を経て、平成9年より実行委員会が主催となり、市が後援する形となり現在に至っているものでございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

前のときもお伺いしたかもしれないんですが、他の産業まつりだったり、それから市民まつり等、担当部署としては当然視察等、行かれてると思うのですが、そのあたりの検証は、ここ最近はどのようにされているか教えていただけますでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 武蔵村山市の農業まつりを視察いたしました。11月15、16日に開催されました。農業まつりでは、農産物品評会、市民文化祭等、ことしで4回目となりますFoodグランプリが同一会場で行われていまして集客効果が得られたと思っております。

東村山市につきましては、本年、実施状況につきまして市役所のほうに問い合わせをさせていただきました。農業関係、商工業関係、福祉関係等をまとめた市民まつりとしての位置づけでございまして、実施されておりました。11月8日、9日に開催されました。会場のレイアウトにつきましては、東村山市役所の駐車場で商工、福祉のブースが数多く出店され、いきいきプラザ、健康センター内で福祉のブース、健康相談等を行っておりました。市役所の北側の市民駐車場で農業まつり、農業の共進会と一緒に開催されておりました。

このように、近隣市を見ますと、祭りが特定の部門のみでなく、幅広く市民祭りの発想で実施されているようなことと感じられます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

東大和市の目的と意義を今、先ほど市民部長のほうからお話をいただきましたが、当然これ目的、意義があるわけですから、当然まず多くの市民の方に来場していただくということが、やっぱり一番必要だという認識はそのとおりで捉えているかどうかだけ、ちょっと先に教えていただけますでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、産業振興という視点でやっておりますので、より多くの市民の方、また幅広い世帯の方からも来客をしていただきたいというふうな思いでございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市長答弁の中で、27年度は市役所庁舎及び現業棟の耐震補強工事を予定しているということで、市役所の敷地内での開催は難しいということで、今検討をしているということでお伺いをいたしました。数年前に産業まつりの質問をさせていただいたときに、当然西側ですね、東大和高校と市役所に隣接して道路を、あのあたりを少し道路を閉鎖していただいて取り組みをしていただけないかという御提案をさせていただいたときも、

あのときもなかなか少し厳しいというお話で進展がなかったものですから、今回は耐震工事ということで恐らくできないということで、新たな開催場所を設けるということで、私的には非常によいことだなというふうに捉えております。

それで、間違った場所で開催をしてほしくないという認識がありますので、市長が政策で取り上げておりますうまかんべえ～祭や3市うまいものフェアは全て東大和南公園、あちらの南部ですね、今人口が大変多くて、また多くの市民が見込める場所で開催しておりますが、この2つのイベントは、実施するに当たりなぜ本庁舎でやらなくて、あちらの場所を決めたかということの理由が幾つかあれば教えていただけますでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 私ども、うまかんべえ～祭を共催してございますので、そちらの関係で御答弁させていただきますけども、この東大和市の魅力を広く発信することや、市内外から多くの方に訪れていただきたいということで、それで地域を、それがまた地域を元気にすることになるということという視点から、他市からの来客を考え、公共機関でありますとか、その利便性ですね、あるいは会場の広さ、それから施設の周辺の環境等、総合的に考慮しまして、そして実行委員会において都立南公園が決まったということでございます。

○12番（蜂須賀千雅君） 前に産業まつりの質問をしたときに、道路のことに関しても幾つか理由をいただいて、結果、厳しかったのかなというふうに思いますし、また当然市役所の敷地であれば、備品だとか、それからさまざまなレイアウト、長い歴史でやっていますので、そのあたりが取り組みやすいということで、たしかあのときも提案をしたんですが、なかなか厳しかったという認識がありますが、今回はできないという理由が一つ出てるものですから、市役所の本庁舎のところで。ぜひ、この機会を通じて南部地域でやっていただきたいなというふうにやっぱり捉えておりますので、これから実行委員会で検討していただくということですので、やっぱりより多くの市民の方と、より多くの来場者を迎えるに当たっては、今はもう市役所でやるのは少し違うかなというふうな認識は、幾つかの理由もありますが、私は捉えておりますので、ぜひ実績として過去幾つかのイベントで、あちらの南部地域でとられたイベントは、市長の中でも多くの方に来ていただいたということで認識をして、まあ100点ではなくても大分よいというふうに認識をされているんだろうなと思いますので、開催場所に関しては市役所本庁舎中心でできない理由もあるわけですから、ぜひあちらのほうで取り組んでいただくべく、私としては要望させていただきたいというふうに思っております。

そのあたりは、結果、実行委員会ということになるんだと思うんですけども、実行委員会で決まれば、特に南部地域でやることに、東大和市での障害は特にないということの認識でよろしいでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 実行委員会におきまして、さまざまな施設等の検討がされているということでございますので、結果といたしまして都立南公園に決まったということであれば、私どもはそれを後援していくという立場でございますので、特に問題はないというふうに認識してございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） わかりました。ありがとうございます。ぜひ、どうぞ引き続き前向きに御検討いただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、根岸聡彦です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回、大きな項目として3点、質問をさせていただきます。

まず第1に、東大和市の下水道事業について。第2に、介護予防の取り組みについて。そして第3に、学校教育についてです。

まず1番、東大和市の下水道事業について。

①市内の下水道の状況について。

ア、現状に対する認識は。

イ、現時点で把握している課題は。

②東大和市下水道総合計画について。

ア、下水道総合計画が目指すものは。

イ、計画の実施スケジュールと現時点で把握している課題は。

③下水道事業における今後の課題と展望について。

ア、耐震化、延命化、更新のタイミングは。

2番目の介護予防の取り組みについてですが、①具体的な取り組み内容について。

ア、現状に対する認識は。

イ、期待する効果は。

②介護予防リーダーの育成について。

ア、現状における認識は。

イ、今後のビジョンは。

3番目の学校教育について。

①市内の小中学生の学力について。

ア、現状に対する認識は。

イ、今後取り組むべき課題は。

②「教育の日やまと」について。

ア、開催の目的と効果は。

イ、今後のビジョンは。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては、御答弁を踏まえまして自席にて行わさせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、市内の下水道の現状についてであります。当市の下水道は多摩湖を除く区域

を事業認可区域としまして、汚水排除を目的としました分流式下水道の整備を進めております。昭和50年度に事業に着手して以来、現在では整備率が99.9%に達しております。しかし、一部に下水道を利用できない地区があるとともに、整備済み区域においてはまだ公共下水道に接続していない世帯が存在しているため、生活環境の改善に向け継続した取り組みが必要であると考えております。

次に、現時点での課題についてであります。当市では総延長約238キロメートルの下水道管渠の維持管理を行っております。今後、相当期間を経過しました管渠につきましては、効率的な維持管理と適切な更新計画の実施が課題と考えております。

次に、下水道総合計画が目指すものについてであります。下水道総合計画は当市の公共下水道事業の総合的な計画としまして、平成23年3月に策定いたしました。厳しい財政状況の中、今後の市街化調整区域や市道への汚水管の布設を初め、整備済み施設の効率的な維持管理等に計画的かつ効率的に取り組むため、基本的な方針や施策の方向性を示したものであります。

次に、計画の実施スケジュールと現時点での課題についてであります。下水道総合計画では、おおむね30年先の下水道を見据えて、策定から5年までを短期計画、10年までを中期計画、30年までを長期計画として基本方針に基づく施策の展開のスケジュールを示しております。現在は短期計画期間の終期にあり、上げた目標の達成状況を検証した上で中期計画に引き継ぎ、総合計画の適切な進捗を図ることが大切であると考えております。

次に、下水道事業における耐震化、延命化、更新のタイミングについてであります。施設の耐震化につきましては、平成25年度に東大和市下水道総合地震対策計画を作成したところであります。また、東大和市下水道総合計画では、中期計画において長寿命化計画の立案及び施設の更新事業の平準化計画を策定し、長期計画期間において、それらに基づいた更新事業を実施する計画としております。

次に、介護予防の具体的な取り組み内容と現状に対する認識についてであります。市では筋力の向上を初め栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防事業を行うとともに、講演会などを実施しております。また、地域におけます介護予防活動の中心的役割を担っていただく介護予防リーダーの養成、支援や介護予防体操の東大和元気ゆうゆう体操の普及、推進に努めております。介護予防リーダー等によります地域での自主的な活動が広がっており、介護予防に対する認識が高まってきていると認識しております。

次に、期待する効果についてであります。介護予防事業の参加者においては、筋力や口腔機能などの心身機能や栄養改善、生活機能の向上などが挙げられます。また高齢者全体においては、体操の普及や介護予防リーダー養成などにより介護予防の担い手がふえ、地域の中で生きがいや役割を持って生活が送れるということが挙げられます。

次に、介護予防リーダーの現状における認識についてであります。介護予防リーダーにつきましては、現在72名のリーダーの方々が地域における介護予防活動の中心的な役割を担い活躍されております。リーダーの育成につきましては、現在一定の間隔を持って行っており、フォローアップや支援など、さらなる充実が必要であると認識しております。

次に、今後のビジョンについてであります。介護予防リーダーを担っていただける人材の確保と活動の確実な継続のため、今後も定期的に養成講座を実施し、人材育成を図ってまいりたいと考えております。また、介護予防活動の担い手として、地域の中で自主性、主体性を持って活動を展開していただけるよう、市として必要な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内の小中学校の学力についてであります。学力向上は当市の重要な課題の一つであり、子供たち一人一人に確かな学力を身につけさせることが必要であります。各種学力調査の結果等から、学力の現状は少しずつではありますが改善の兆しがあらわれていると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、教育の日やまとについてであります。教育委員会が重点的に取り組みを進めている施策について、小中学校の教員や市民の皆様に対して、その成果や課題を発信する場の一つであると認識しております。教育の日やまとを開催することにより、保護者や市民の皆様が学校の教育活動に対しまして、今まで以上に期待を寄せ、関心を持っていただけるよう発表内容や方法をさらに工夫、改善することを考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○**教育長（真如昌美君）** 初めに、市内の小中学生の学力についてであります。平成26年度の全国学力・学習状況調査の結果におきましては、東大和市の児童・生徒の学力の現状は、都の平均を上回る学校が出るなど、少しずつではありますが改善の兆しがあらわれております。今後取り組むべき課題につきましては、学校はさらにわかる授業を展開し、児童・生徒の学ぶ意欲を高めることにあります。また、家庭においては基本的な生活習慣や家庭での学習習慣が身につくよう、保護者にも御協力をいただくことなどが挙げられます。教育委員会といたしましては、成果があらわれている学校の実践を市内に広めていくとともに、わかる授業のための授業力向上を目指した教員研修を充実してまいります。また、家庭学習の定着を図るため、東大和市家庭学習の手引きなどを活用して、学校が家庭に働きかけたことを紹介するなど、学校と家庭が連携して取り組めるよう支援してまいります。

次に、教育の日やまとについてであります。教育の日やまとの開催目的は、教育委員会の重点課題や学校の教育活動について、広く市民の皆様にお伝えすることです。開催の効果は、保護者や地域の皆様が学校に対して御支援、御協力いただく機会がふえてきていることから、学校教育についての関心が高まってきていると認識しております。今後は市民の皆様によりわかりやすく学校の教育活動を紹介し、校長の学校経営方針に御理解、御支援をいただく中で、さらに学校の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、東大和市の下水道事業についてであります。総延長238キロにわたる下水道管渠、これは本管のことであるというふうに認識しております。先ほどの御答弁の中で、適切な維持管理が課題であるとされておりましたが、管理とはどのようなことを言うのでしょうか。

○**下水道課長（佐伯芳幸君）** 管理のことについてでございますが、適切な維持の管理をするためには、私どもは汚水の管渠調査や汚水の管渠を清掃、マンホールポンプの定期点検を実施することによって、適正な維持の管理をしているというふうに努めております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 下水道は、各家庭から排出された汚水が取り付け管を通り、本管に流れる仕組みになっていると思います。取り付け管、本管ではなく、今度、取り付け管の部分についてお伺いしますが、以前の

一般質問の中で、取り付け管については下水道管理台帳を通じて状況を把握しているところであるという御答弁をいただいていたと思いますが、取り付け管というのは管の直径が細く、本管に比べて強度が下がり、壊れやすいのではないかという推測をしているのですが、取り付け管についてはどのような手法で維持管理がなされているのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 取り付け管の維持管理でございますが、本管と公共汚水ますを接続する取り付け管の維持管理は、現在、下水道台帳上での管理を中心に、施設のふぐあいが起きた場合に修繕等に対応しているという現状でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 取り付け管の維持管理上の課題は、どのようなところにありますでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 維持管理上の課題でございますが、取り付け管は埋設されているために、本管から直接目視による確認ができないことや、老朽化の進行状況、ふぐあいの箇所などがすぐに発見できないというところが課題であり、それを解消するために取り組んでおります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

東大和市下水道総合計画においては、短期計画の中で、台帳システムについては、将来の維持管理に向けての利用、活用について検討しますというふうにあります。台帳システムを検討するというのはどういうことなんでしょうか。具体的な内容について教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 現在の下水道台帳システムでございますが、前年度実施された本管工事や取り付け管工事、各世帯で整備された排水設備の工事や調査情報のシステム入力に努め、市民が閲覧をする際に見やすく、必要な情報を提供できるように対応しております。今後これらの調査や、清掃箇所の判断材料や計画的改修計画に利用、活用できるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道事業における今後の課題として、相当期間を経過した管渠については、効率的な維持管理と適切な更新計画の実施という御答弁があったと思いますが、相当な期間というのは、どのくらいの期間を想定して言っているのでしょうか。また、市として早急な対策が必要である、対応が必要であると、こういうふう認識している地区はどこになるのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま根岸議員から、特に早急にというふうなお尋ねいただきましたけれども、特に早急といった場合、非常に危険な箇所があるように感じられますけれども、市で相当な期間というふうに捉えているところは、現在、調査した関係上、調査を踏まえると、そのような箇所は見当たらないということでございます。ただ、相当な期間と捉えた場合、一般的に土木構造物という施設につきましては、耐用年数が50年というふうに言われておりますので、その耐用年数を迎えるような施設については、それなりの相当な期間というふうに捉えているところでございます。具体的には、昭和42年に整備いたしました、ここは42年ですから整備から47年を経過することになりますけれども、西武団地、それから昭和43年に整備された第二光ヶ丘団地、それから昭和47年に整備をされた茶の木台住宅、そして昭和48年、49年で整備された上北台団地等が挙げられるというところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

特に早急にということでの発言をして、危険な箇所という意味ではありませんで、一応その耐用年数50年というところで、それに近いものという位置づけで、こちら申し上げたつもりだったのですが、そのあたり誤解をされてしまったようで申しわけございません。

今の御答弁で、西武住宅、第二光ヶ丘、上北台等々、御答弁いただいたわけですが、これらの地区において自走式のテレビカメラ調査を実施したのはいつでしょうか。以前の一般質問で、第二光ヶ丘住宅は平成5年という回答をいただいておりますが、それ以外の地区について教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 過去におけるテレビカメラ調査の実施時期でございますが、西武住宅地区につきましては平成元年、2年度、上北台住宅につきましては平成6年度、7年度、茶の木台住宅につきましては平成8年度に実施してございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ただいまのその4つの地区について、テレビカメラ調査を行った後、今日に至るまでですが、実際にどこのエリアで何回ぐらい管渠の修繕ないし更新工事を行ったのか、実際にこれは、やはり管渠の修繕というのは地面を掘り起こさないといけないと思います。その地面を掘り返して工事を行った回数ですとか、またそれらの修繕がどのような原因によるものだったのか教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） ふぐあい等が確認された管渠につきましては、その都度、修繕、更新工事を行っております。特に西武住宅では、平成元年、2年度のテレビ調査の結果を踏まえ、平成14年度の湖畔2丁目管渠状況調査を実施した上で、平成15年度から21年度にかけて再構築工事により、管渠の更生を実施いたしました。原因につきましては、管渠の破損や樹木の根による詰まりなどが散見されました。

このほかの地区につきましては、管渠の修繕について市内全域においてふぐあいが発生した場合は、随時、対応を行っております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 東大和市下水道総合計画によりますと、平成23年度から27年度の短期計画において、長寿命化計画の策定に向けた準備を行うとありますが、計画の策定に向けた準備というのは具体的にどのようなことをやってきたのでしょうか。また、今後やっていく予定なののでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 下水道管渠の現状を把握するため、管渠調査を実施してございます。平成25年度から市内を6分割し、平成26年度には2カ所目の調査を実施しております。短期計画期間末であります平成27年度までには、3カ所目を実施したいと考えております。また、この調査結果に基づき現状把握に努め、今後の長寿命化計画策定に向けた検討資料に活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今年度、調査を行った地域につきまして、その現状と今後取り組むべき課題についてもう少し詳しく教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 平成26年度調査を実施した地域は、全体的に市内でも早い時期に管渠を整備、布設した地域であり、過去にテレビ調査を実施した地域も含まれております。今後はこれらの調査におけるふぐあい箇所を確認次第、計画的に整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

東大和市下水道総合計画の中に、地震対策としてマンホールと管渠の接合部分の可とう化という記載がありますが、可とう化というのは具体的にどのようなことをするのか教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 可とう化につきましては、大規模な地震により下水道施設が使用できなくなることを防ぐ手段の一つであります。下水道管に異常な荷重が発生すると、管渠とマンホールの接続部が損傷することがあります。接続部分にゴム製などのつなぎ手を設置させ、たわませることにより強い構造となるという仕組みでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ことしの4月22日に配布された東大和市下水道総合地震対策計画書についてちょっと伺いますが、計画書によりますと、平成10年度以降に布設された管渠は耐震化が行われており、平成9年度以前に整備された214.3キロの管渠については、下水道施設の耐震対策指針と解説2006年度に基づく耐震診断を実施し、耐震性を有していることが判明したとの記載がありますが、以前に布設された管渠の全てに耐震性があるのか。また、総延長238キロと、この214.3キロとの関連について御説明をいただきたいと思えます。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 市内の汚水管及びマンホールの耐震性については、今お話ありましたとおり平成10年度以後の布設されたものについては、下水道施設の耐震対策指針と解説1997年版の耐震設計基準に基づき耐震化が行われていること、また平成9年以前には布設されたものは下水道施設の耐震対策指針の解説2006年度版の基準に基づき、平成25年度に耐震診断を実施し、耐震性を有していることが判明いたしました。

また、総延長約238キロメートルは、公共下水道管渠の距離であり、そのうち214.3キロメートルは、平成9年以前に整備された管渠の距離でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 平成9年度以前に、そうしますと布設された管渠は、昭和の時代に布設されたものもあると思うんですが、それも全て耐震化、耐震性があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○下水道課長（佐伯芳幸君） そのように認識しております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。下水道管渠は、耐震性があるということで理解いたします。

また、その計画書の中で、避難所からの排水を受ける取り付け管については、鉄筋コンクリート管、陶管で布設されている箇所があり、21カ所において布設がえによる耐震化が必要であるという記載もあります。「避難所等」の中の「等」というのはどのような施設を指しているのか。また、布設がえは、いつどのように対処されるのか、あるいはもう既に対処したのか。先ほどの耐震化されているという御答弁と、ちょっとこの耐震化が必要であるという記載は矛盾があるのではないかなという気がするんですが、そのあたりの対処の有無等について教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） まず避難所等の施設等の部分でございますが、学校などの避難所、また公園などの広域避難場所、介護施設などの福祉避難所を指してございます。

また、工事の耐震化のことについてでございますが、平成26年度、27年度に開削工法により取り付け管を取りかえる管渠工事を実施する予定で今進めております。

避難所からの排水を受ける取り付け管については、鉄筋コンクリート管や陶管で布設されている箇所もあまして、これが管渠については抜け出し許容値という部分がなく、耐震性の一部不十分な部分がございますの

で、布設がえによって耐震化21カ所を整備する計画になっております。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） そうしますと、全て耐震化はされているわけではないというふうな理解になってしまうのですが、そのあたりは恐らく今後調査をし、適切に処理をしていただけないというふうな理解をしたいと思っております。

計画期間は、26年度から27年度というふうになっておりますが、東大和市下水道総合計画との関連はどのようになっていますでしょうか。

- 都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほどの管渠の耐震化の部分でございますけれども、本管については耐震性ありということで判断されております。ただ、取りつけ管につきましては、先ほど下水道課長が御説明申しあげましたように、使っている材質であったり継ぎ手の部分が古い継ぎ方になっているところについては、改良を必要とするところもあるだろうということで、今後の管渠の確認とあわせて耐震化の耐震性の維持に努めていこうとされている内容でございます。

ただいまお尋ねいただきました下水道総合計画との関連ということでございますけれども、下水道総合地震対策計画につきましては、この下水道総合計画の中で耐震対策として挙げていたものを実際に調査をし、検討した結果でございます。検証の結果、先ほども申しあげましたけれども、マンホールを含む本管につきましては耐震性を有していたということが確認されました。しかし、避難所等の取りつけ管の耐震化といったものは、機能を確保できているとは言えない状況だったために、先ほど下水道課長からの説明にもありましたとおり、26・27年度で重要な施設からの耐震化を図り、この計画はここで一度終わるということになります。しかし、先ほど申しあげましたように、取りつけ管の部分につきましては、まだ多くの箇所が残っておりますので、そういったところにつきましては、今後、長寿命化計画の中で対策を行い、耐震性を維持していきたいというふうな考えているところでございます。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

本管については、全て耐震化がなされており、取りつけ管については、まだ一部その耐震化をしていく必要がある箇所があるということで理解をいたしました。また、今後の計画の中で、取りつけ管に対する耐震化も含めて検討が進められていくであろうというふうに認識をいたしました。

その耐震化ですけれども、過去にこの質問させていただいたときにも、長寿命化と耐震化というのはかぶるところがあるというお話を、御答弁をいただいたと思います。その耐震化を図る上での具体的な工程について教えてください。

- 都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほども申しあげましたけれども、下水道総合計画では、長寿命化計画を検討する中で考えていくということになっておりまして、工程的には平成28年度から32年度の中期計画期間の中で考えていくということになっております。現在進めている地区ごとの調査をある程度終えたところで、その検討に入っていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

- 10番（根岸聡彦君） 済みません。その工程なんですけど、工程の「こう」という字が、「行く」という字ではなく「工事」の「工」という字で捉えておったんですが、耐震化の工事としてどういうやり方をしていくのかということが伺えればと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 具体的な工法につきましては、今後の調査の検証をしてみないとはっきりと考えられないところでございます。ただ、いろいろなやり方がございまして、一番、一般的に考えられるのが開削工法により掘り直して全部やりかえるといったようなこともございますけれども、最近では本管で行うような機械を管の中に入れて、その中にライニングをするというようなことも、取り付け管でも可能になっております。また、テレビカメラも小さなもので、そういう屈曲したところを確認できるというようなこともございますので、そういうものを使いながら、どういう工法がベストなのか、また工事費を効率的にするにはどういった工法を行うことがいいのかといったようなことを、今後検討していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市内の地下、地面を238キロにわたって通っている本管、それに取り付け管も含めると、大体その下水道管渠の総延長というのは300キロを超えるものになってくるのではないかなというふうに想像しております。この300キロという数字が正しいかどうかというのは、近いかどうかというのはあるんですが、仮にそうした場合、そして布設からの耐用年数を50年とすると、毎年6キロ、毎月500メートル程度の下水管渠の更新工事が市内のどこかでなされていなければならないという計算が成り立つかと思えます。平準化ということであると、そういう計算がなされてくるのですが、東大和市下水道総合計画において、平成28年度からの中期計画の中で更新事業の平準化計画を策定となっております。老朽化が進み、耐用年数50年、50年たったらすぐに使えなくなるというものではないと思うのですが、やはり老朽化対策を早期に講じていく必要があるとされている地区が実際にある中で、このスケジュール感についてはどのようにお考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 下水道施設の計画的な改築や更新事業に着手するためには、それ相当の大きな費用が必要になります。そのため耐用年数を経過した施設の長寿命化計画等を作成し、その耐用年数を過ぎたものであれば、長寿命化計画に基づく更新であったり改築といったものは、国の交付金の対象になるといったようなこともございますので、現地調査を踏まえまして、そういったタイミングを図って今後計画をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

確かに工事には、更新にはどうしてもお金がかかるということですので、なるべく負担が余りかからないような形で進めることも、一定大切なことであるというふうには理解しているところであります。

不明水についてちょっと伺います。

毎年、行政報告書の中で記載がありますけれども、他市における不明水の量と汚水量全体に対する割合はそれぞれどのようになっているのか、直近の状況がわかれば教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） 不明水の量につきましては、清瀬水再生センターへの流入量と東大和市を含む構成9市から報告された汚水量の合計を除き、残りの量が不明水となります。不明水の総量から、各市から報告された汚水量によって案分されて、汚水比率を求めてそれぞれの各市の負担割合並びに不明水の量が確定いたします。直近の状況につきましては、過去3年の汚水比率を見ますと、東大和市は約12%台で推移し、割合の負担をしていることから、他市においても比率は汚水量についても同量の比率で推移しているというふうに考えられます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） わかりました。

毎年、その行政報告書の中に不明水の報告が、記載がありますけれども、その不明水の発生原因について伺ったことがありますが、そのときには不明水がプラスとなる原因については、雨水などが下水管に流入することや、埋設されている下水道管のすき間などから地下水が流れ込むことが原因であると考えられると。また、マイナスとなる時期もあったわけですが、その原因については明らかではなく、結局、清瀬の水再生センターのほうからの報告によるという答弁になっていたと思います。不明水が発生する原因としては、プラスについてはそのように、管渠にクラックやひび割れ等のふぐあいの発生や結合部分の老朽化等の原因により、そのすき間から雨水や地下水が流れ込んだために、実際に汚水として運び込まれた量よりもふえてしまっている。また、マイナスについては、先ほど述べたふぐあい等の理由から、地下水等が流入するよりも管から、管渠から流れ出てしまう量が多かったために、そういった状況になるのではないかとというふうに考えられるのですが、市の認識と異なるものがあるのでしょうか。もしあれば、どのような点で異なっているのか教えてください。

○下水道課長（佐伯芳幸君） ただいま御質問者のほうからお話しいただいた御指摘のとおりでございます。また、不明水を減量するために、管渠への雨水の流入や浸入水の防止については、東大和市だけでなく構成9市の共通の課題でありますので、皆さんと、各市と一緒に取り組んでいるというのが実態でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 不明水については、あと3点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、管渠そのものについて適切な状態が保たれていれば、流入することもなければ、地中に浸透してしまうこともないのではないかとというふうに考えるのですが、この点についての御見解を伺いたいと思います。

2点目は、行政報告書を見ますと、平成24年度では約64万9,000立方メートル、平成25年度では約83万1,000立方メートルの不明水が発生しております。維持管理負担金というのが1立方メートル当たり38円となっておりますので、平成24年度では約2,500万円、平成25年度は約3,200万円の金額が不明水分として支払われていることとなります。もちろん東大和市単独で解決できるものではないのだというふうに、先ほどの御答弁からも理解はしておりますが、この費用負担について市としての認識、御見解を伺いたいと思います。

そして3つ目ですが、今年度は東大和市下水道事業経営健全化計画の最終年となっております。この不明水が、その経営の健全化の阻害要因となっているというふうに思われるのですが、本計画の中における不明水対策というのはどのように講じられていたのか、このあたりを伺いたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 初めに、1点目の管渠の適切な状況であればといった部分でございますけれども、根岸議員、御指摘のとおり、クラック等、余計なものがなければ、不明水の一歩の要因というのは雨水の流入ではないかとというふうに考えられますので、そういったことを最小限にできるというふうに考えております。

2点目の費用負担についてでございますが、こちらにつきましてはやはり流域下水道関連で、水再生センターで処理しなくてはいけないものですので、負担はしなくてはいけない費用だというふうに捉えています。ただし、この費用については、やはり少しでも減らすように関係市とともに努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の下水道事業の経営健全化計画についてでございますけれども、この計画に直接不明水に対する記述というものはございません。しかし、経営課題といたしまして、維持管理費の抑制を挙げておりま

すので、この計画期間が今年度で終了するわけでございますけれども、今後も削減に努めていく必要があるというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほどの御答弁、もろもろの質問をさせていただいた御答弁の中から、現時点で市としては下水管渠の更新が必要とされる地区としては、西武住宅、第二光ヶ丘住宅、上北台住宅、茶の木台住宅の4カ所があり、その更新計画は東大和市下水道総合計画に基づいて順次実施されていくという、このような理解でよろしいでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、調査結果等を踏まえまして、長寿命化計画の立案、施設の更新事業の平準化計画を策定して、実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 今後のスケジュール感につきまして、以前、下水道について一般質問させていただいたときに、できる限り前倒しにという御答弁をいただいたことがあったと思いますが、どういった点を前倒しにしていこうというふうにお考えでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市域の汚水排水計画につきましては、全域は11排水区からなっております。以前は、その排水区ごとに調査をし、清掃をし、管理をしていくというようなことをやっておりましたけれども、平成25年度にその調査の区域のエリアを6つに、ある程度コンパクトにまとめまして、その地域全体を調査を終える期間を短縮したというような工夫も行ってまいりました。そのようなことにより、早目にその地域の状況を把握できるといったようなことで、その次の計画を考える段階に早く取りかかれるというようなことを進めているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 計画の前倒しということを念頭に置いた場合に、さきの第二光ヶ丘住宅を例に挙げれば、どのようなスケジュール感で更新作業が進められるというふうに想定されますでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほども整備された年度順に4団地を挙げさせていただきましたけれども、その中でも第二光ヶ丘は西武団地に次いで古いというようなこともございます。第二光ヶ丘団地につきましては、先ほど課長のほうからの答弁でもありましたように、今年度、調査を実施しております。それと来年度、27年度になりますけれども、その次に古い上北台団地、茶の木台住宅のエリアの調査を行う予定であります。それで、さらに平成25年度には西武団地の調査を終えております。そのようなことから、これらの調査結果を踏まえた長寿命化計画等の検討を、総合計画に基づき平成28年度に着手できるよう進行管理に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

下水道の整備というのは、目に見える部分が少なく、なかなか骨の折れる作業であるということは重々認識しております。市内を走る238キロにわたる本管については、下水道総合計画に基づき適切に更新されていくと理解いたしますので、ぜひお願いしたいと思います。

あわせて取りつけ管についても、本管と同様にしっかりと維持管理がなされ、地震対策、老朽化対策が万全

にとられることを期待して、私の最初の質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、2つ目の質問に入ります。

介護予防の取り組みについてですが、まず介護予防の定義について御説明をお願いします。

○福祉部参事（広沢光政君） 介護予防の定義ということでございますけれども、厚生労働省が示しております介護予防マニュアル、こちらにおきましては要介護状態の発生をできる限り防ぐ、またはおくらせる、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すことというふうに定義されております。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 介護状態になることを予防するという、防ぐということは、本人に対して大きなメリットがあると思いますが、市あるいは行政が受けるメリットというのは、どのようなところにあるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 要介護状態になることを防ぐことによって、介護給付費の伸び、こういったものが抑えられる、また縮小することができるというふうに考えております。また元気な高齢者がふえてくるということで、そういった元気高齢者が支援者という立場になって、より多くの担い手による支援を必要とする方へのサポートというものが、実現できるのではないかとというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防については、さまざまな取り組みがなされていると認識しておりますが、どのような形で高齢者の方々に対しての周知が行われているのでしょうか。また、その周知の成果について、市はどのように評価しておりますでしょうか。現時点で不十分であるというふうに認識している点はあるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 周知の方法ということでございます。介護予防事業全体の御案内につきましては、年に一度、市報のほうに掲載をさせていただいております。また、ホームページにおきましては、常時掲載をしているところでございます。その他、介護予防講演会ですとか、申し込み制の一部の教室の募集、こういったものにつきましては適宜、市報に掲載を図っております。また、二次予防教室の各教室におきましては、要支援、要介護認定者以外の65歳以上の方に、毎年実施しております基本チェックリストの郵送の際に、教室のチラシ等を同封して周知を図っております。

その周知の成果ということでございますが、介護予防講演会、それから介護予防に関連しますイベント、こういったものの開催につきましては、おかげさまで多数の方に御参加いただいているということもございまして、周知の効果があらわれてるんじゃないかなというふうには感じられております。ただ、介護予防の教室、こちらにつきましては、教室によりましては、定員に達しないものもございまして。こういったことから、一度周知の方法等について検討が必要であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 市では、介護予防リーダーの養成、支援、介護予防体操である東大和元気ゆうゆう体操の普及推進に努めていると思いますが、介護予防リーダーの活動に対して市が行っている支援はどのようなものでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 介護予防リーダーに対する支援ということでございますが、活動の支援のための連絡会、こういったものを開催するとともに、正しい知識等を習得していただくための講習会や研修会などの実施、それから他市の活動団体、こういったところとの交流の機会を提供するなど、そういったことを行っているところでございます。また、活動についての話し合いの場を設けるなど、活動のフォローアップ、こういったものを行っております。さらに、介護予防リーダーが活動で直接必要としますチラシですとかパンフレット、こういったものの購入、それから多くの介護予防リーダーが携わっております元気ゆうゆう体操の普及啓発のために、体操のTシャツですとか、それからのぼり旗、CDプレーヤー、充電池等、こういった物品を購入いたしまして、リーダーの皆さんのほうに使用の用に供していただいているというところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 今の質問とちょっと重複するかもしれませんが、介護予防リーダーへの支援について、リーダーからどのような支援の要請が寄せられているのか、またその要請に対して市はどの程度応えられているのか、そのあたりについて教えてください。

○福祉部参事(広沢光政君) 介護予防リーダーからの要望ということでございますけれども――要請ですか。リーダーのほうから、リーダーの連絡会に外部講師を招く、研修だと思うんですが、そういったこと。それから、活動の広報紙を作成するためのお手伝いといいますか、印刷製本。それから、先ほども申し上げましたけれども、ゆうゆう体操の自主グループで使用しますCDプレーヤーの購入ですとか、活動場所の確保等の希望が寄せられております。

外部講師を招くことですとか、広報紙の印刷製本、それからCDプレーヤーの購入など、こういったものにつきましては、御要請に答えられているのではないかなというふうには考えてございます。また、印刷製本につきましても、カラーのものを市内で印刷するという対応をさせていただければというふうに考えてございます。ただ、活動場所の確保につきましては、ほかの団体との公平性ということもございますので、現在のところ施設利用のルールにのっとった形で支援ということを行っているところでございます。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) 介護予防リーダーの養成について、現在72名の方がさまざまな分野で御活躍されているという御答弁をいただきましたが、リーダーによるその活動に参加されている方々の人数であるとか、年齢層であるとか、男女比であるとか、そういった情報は把握されておりますでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 高齢介護課のほうで現在把握しております介護予防リーダーによります自主グループ活動、これは23グループございまして――人数を把握してるという意味ですね。23グループで、平成25年度末時点でございますが、その23グループの活動に参加されてる方、611人程度というふうに把握してございます。大変申しわけないんですが、年齢層ですとか男女比まではちょっと把握はできておりません。

以上でございます。

○10番(根岸聡彦君) ありがとうございます。

東大和元気ゆうゆう体操について、現在、市内の何カ所で行われているのでしょうか。また、1カ所当たりの参加人数はどの程度のものであるというふうに認識しておりますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 現在市内で活動しております体操の自主グループ、これは18カ所でございます。参加人数でございますけれども、18カ所全体で412人ほどと把握してございます。参加人数、グループにより8人程度から40人を超えるグループまでということで、平均しますと1グループ当たり23人程度というふうに把握してるところでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） そうしますと412人ということで、東大和市の高齢化率がたしか約23.5%ぐらいだったでしょうか。およそ2万人の高齢者が市内に住まわれているということになります。元気ゆうゆう体操が全てということではありませんが、もちろんほかのサロン活動に参加している方、あるいは元気で仕事をされている方も当然いらっしゃると思いますが、そういった方を差し引いても2万人に対して今412人というところでは、まだまだ取り組みの拡大の余地があるのではないかとおられるのでしょうか、市の御見解はいかがでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 元気ゆうゆう体操、こちらの関係でございますけれども、ちなみにその体操の認知度ということで、昨年度、介護保険事業計画の準備調査を実施しておりますけれども、その中の質問項目の1つとして挙げさせていただいております。回答で、「知っている」という回答がありましたのは約3割ということでございました。こうした状況で、体操参加者の拡大を推進していくというためには、やはり体操そのものの普及啓発、周知を図っていくことが重要であるというふうに考えております。現在も市では、毎月1回、第1月曜日の昼休みに、ゆうゆう体操を中庭のほうで実施いたしております。さまざまな年代の来庁者の方にも周知、普及啓発、そういった機会を設けてるところでございます。また、うまかんべえ〜祭ですとか福祉祭、それから長寿のつどい等、多くのイベントに参加させていただき、そちらで体操を実演するなど、そういった意味でもできる限り機会をとらまえて普及啓発に努めているところでございます。今後も活動の中心を担っていただいている介護予防リーダー及び体操普及推進員の方々の御協力をいただきながら、さらなる普及啓発、周知に努め、体操参加者の拡大を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防というのは、対象となる御高齢の方々に対して、家の中にもってないで外に出てきてもらうということが非常に大切なのではないかとお考えます。周知をしても、なかなか参加してこない方、あるいはそういった人とのつながりが苦手な方、いらっしゃると思いますが、そういった方々に対する取り組みというのは、何かされているものがあるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 介護予防の機会というのは、さまざまでございますけれども、今、御質問者がおっしゃいますように、中には人とのつながりが苦手などの理由で外出を望まない、介護予防事業に参加されないという方もいらっしゃるわけでございます。こうした場合、その方々の気持ちもでございますので、参加していただくよう働きかけるということはなかなか難しい面があると思っておりますけれども、まず取り組みといたしましては、こうした方々が少しでも興味を持って参加していただけるような受け皿と申しますか、多様な受け皿と地域での日ごろからの関係づくり、例えば簡単なことでいえば挨拶を交わすような人間関係の構築、こういったことが重要になってくるのではないかなというふうには考えております。介護予防事業に限らず地域で活動する老人クラブ、自治会、また民生委員、また社会福祉協議会の見守り・声かけ活動など、さまざまな立場の活動、受け皿を通じまして顔の見える関係づくりが、介護予防事業参加へのステップとして必要なことではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防というのは、ただ健康であるということ、まあ健康であることが大前提なんです。日常生活においていかに安全に生活していけるかという観点からも考えていく必要があると思います。日常生活の中に潜むリスクを回避したり、身の回りの事故を未然に防ぐような知識の習得も、広い意味での介護予防につながるのではないかと考えますが、市として高齢者向けにそういった講座を開設したり、リスクを認知させ、回避につながるような、そういった啓発グッズを開発したりということはありませんでしょうか。また、今後の取り組みとしてはいかがお考えでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 高齢者の生活上の事故、こういったもの年々増加していると言われております。また、事故の多くが、住みなれた場所、御家庭等で発生すると。その事故が起きると、まあ重症化するようなけがにつながってしまうということもございますので、こうしたことから日常生活の中に潜むリスク、こういったものを回避したり、身の回りの事故を未然に防ぐということは、今、御質問者がおっしゃるとおり大変重要なことだというふうには認識してございます。市では、要介護認定等に該当する方に対しましては、介護保険制度によって、それから非該当の方につきましても、生活機能の低下した方には住宅改修による手すりの設置ですとか、段差改修、滑りの防止など、そういった安全を図るためのサービスを提供しているところでございます。このように生活上のリスクが考えられる方につきましては、住宅のバリアフリー化などによって安全の確保を図るなど行っていますし、行っていきたいというふうにも考えてございます。

それから、リスク回避を広く普及する手段ということでございますが、これは今現在、東京都が発行しております「シニア世代の身の回りの事故防止ガイド」というリーフレットがあるんですが、こういったものなどの配布などを行っているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 介護予防の取り組みというのは、高齢介護課だけで何かをしてればいいというものではないと思います。社会参加を進めるに当たっては社会教育部、自治会活動に参加してもらうためには子ども生活部というように横の連携が大切になると考えますが、現在、庁舎内の各部署を交えて横断的に取り組んでいることはあるでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 介護予防の要素の一つに、社会参加ということがよく言われております。今後ますます高齢化が進展していくことを考えますと、今御質問者のおっしゃるとおり高齢介護課に限らず、さまざまな部署におきまして横断的な協力体制というものが必要になってくるというふうには認識してございます。現在におきましても、例えば産業振興課のうまかんべえ～祭ですとか、社会教育課の市民運動会、こういった他部署のイベント等の場所をおかりしまして、ゆうゆう体操等、実演したり、それから介護予防のパンフレット等、資料を配布したりというような普及啓発、介護予防の普及啓発を行ってきているところでございます。今後につきましては、他部署とのさらなる連携をますます図っていただけるように、そして高齢者の社会参加の推進に寄与できるように努めてまいりたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ぜひ市内に住む高齢者の方々が安心して暮らすことができ、かつ積極的に社会参加したくなるような環境づくりを進めていただきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。

○議長（尾崎信夫君） ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、3つ目の質問に移ります。

学校教育についてですが、先ほどの御答弁の中で、教育の日やまにおいて、平均正答率が都の平均を上回った学校があるという報告がありましたが、それはどちらでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 平成26年度の全国学力・学習状況調査において、第九小学校が都の平均正答率を上回る結果となっております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 九小がということでしたが、その要因は何であるというふうに認識しておりますでしょうか。また、九小で実際に行っている取り組みとして、どのようなことをやっているのか、具体的なことがわかれば教えてください。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） まず、校長の方針の明確化ということと、教職員への周知徹底を図っているということが挙げられます。学校全体で学習規律や学習指導に関する内容を徹底して指導しており、どの学年、どの学級におきましても同じように取り組むことによって、児童が学習に集中できる環境が整えられているということが、まず挙げられます。また、家庭での生活習慣を整え、学習習慣が身につくように、夏休みなどの長期休業明けの1カ月間を活用しまして、家庭学習力カードというものに取り組んでございます。保護者には、具体的に家庭学習のポイントをお示しして、家庭での協力をお願いをしているところでございます。このように学校と家庭とが一体となって取り組むということが、子供の学力を向上させる要因の一つであると、そのように考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） この成功事例というのは、恐らく各学校に対して連絡はなされていると思いますけれども、各学校においては、その九小の成功事例を参考にした何か取り組みを今後考えていくということになるのでしょうか。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 教育委員会では、この九小における事例を活用させていただきまして、例えば学校訪問した際に、授業改善のポイントとして、九小が取り組んでおります学習のめあてを持たせるといいますとか、一人一人に発表や活動の場を確保するというようなことなどがございまして、そちらを九小が徹底して指導しておりますので、授業改善のポイントとして各学校が取り組むように、こちら、教育委員会としても働きかけをしているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

学力向上には、やはり今おっしゃられたような明確な目標づくり、それから頑張るための理由づけが必要であるというふうに思います。競争相手を持って相手に打ち勝つために、お互いに切磋琢磨をすることで双方がレベルアップしていくということもあると思うのですが、市内の学校同士で競わせるというような取り組みというのは検討したことはあるでしょうか。また、今後の予定等について教えていただければと思います。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 児童・生徒の取り組みの目標となりますよう、例えば図書館を活用した調べる学習コンクールへの参加を呼びかけましたり、または挨拶月間の標語やポスター募集などを行い、児童・生徒がそれに取り組むようなということで工夫をしてるところでございます。学校間での競争につきましては、これからも学力向上の取り組みを進めていく中で今後研究をしまいたい、そのように考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 教育の日やまとについて、その開催目的は教育委員会の重点課題や学校の教育活動について、広く市民の皆様伝えることだったと思います。事実、多くの市民の方が来場されていたと思いますが、最初のお子さんたちの合唱が終わると保護者の多くの方が席を立てて帰られるような光景にちょっと違和感を覚えたのですが、学校の教育活動というのはどれくらい市民の皆様、またどの程度伝わったというふうに認識しておりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（小板橋悦子君）** 御参加いただいた皆様には、アンケートをお願いしたところでございます。そのアンケートに御記入いただいた中には、学校の取り組みについて御理解いただけたということとともに、各家庭でも学力向上の意識を持たなくてはいけない、また各学校でも保護者向けに説明をしたほうがよいというような御意見もいただいたところでございます。教育の日やまとでの報告だけでは、保護者や市民の皆様には十分お伝えするという事は難しいと考えております。学校公開、またさまざまな機会を活用しまして、学校の取り組みや成果を広く発信し、伝えていくことが必要である、そのように考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 今後このような企画を継続していくに当たって、改善すべきポイントは何でしょうか。また、今後どのようなイベントにしていきたいというふうにお考えでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今回、教育の日やまとの企画を終わった後にも振り返りましたけれども、今考えておりますのは、やはり企画する際に、参加された皆様方が、例えば身を乗り出して聞き入るとか、そういうふうに参加してよかった、足を運んでよかったなど思ってもらえることが、まず必要だと思っております。そのためには、参加される方のきちんとニーズを把握して、それに合った企画、それが何よりも大切だというふうには実感をしてしております。

また、学校の教育活動の報告ということの点につきましては、市民の皆様方によりわかりやすくお伝えしたいことが伝わる、そういうことが課題であると考えております。また、各学校に取り組んで成果が上がったものにつきましては、やはりデータなどを積極的にお示しして、取り組みによって変わった、変容したということが伝わる、それによって各学校も取り組んだことが成果につながったという次へのステップに結びつくような、そういうような発表内容となるようにしていく必要があると考えております。今後も学校、そして保護者の方、また地域の方が協力し合って、東大和市の教育の課題である学力向上に向けて連携を図っていただけるような、そういう機運が高まるようなきっかけとなる企画にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 先ほど学校同士で競わせるような取り組みについてということで御提案をさせていただきましたが、学校の中だけで行う、いわゆる閉鎖的な戦いではなく、教育の日やまとの使い方として、一定の重要な課題、例えば家庭学習の時間をふやすということをテーマにして、ビブリオバトルのように各学校で行っている魅力的な取り組みを発表し合い、最後に会場にいる人たちから、どの学校の取り組みがよかったかを

投票してもらおうといった、そういった競争の仕方もあるかと思いますが、そういったことについてのお考えはいかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今回、教育の日やまとの発表の会場には、各学校が取り組んでいるものをごらんいただきたいということでパネルも展示させていただきました。始まる前、そこをめぐって見ていると、市民の方など、あるいは学校の教員等も、こういう取り組みをしているんだとか、あそこの学校、こういうグループはこのような取り組みをして成果が上がってるんだなどというようなことを話されているという光景も見受けられました。ただいま御提案いただきました競い合うといいますが、よい意味での競い合いをという視点も含めまして、今回、市民の皆様方からのさまざまな観点からのアンケートも頂戴しておりますので、そのような御意見も参考にさせていただきながら、企画の磨きをかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○**10番（根岸聡彦君）** 学校教育振興基本計画の強調点1、生きる力の育成は、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力という3本の柱からなっています。これらを伸ばす最大の方法というのは、私自身は競わせることだと思っています。学校という学びの場で、仲間と競いながらお互いを高め合っていく環境の構築こそが学力向上への道ではないかと考えております。確かに負けることは悔しいですけれども、恥ずかしいことはありません。負けた中に何かを学び、次に生かしていく、その積み重ねで人は成長していくものだと思います。社会に出れば、そこは常に競争する社会になっています。会社に就職して社長になれるのは1人しかいないわけですから、学校の勉強を通じて競い合うことの大切さも教えていただきたいということを願いながら、今回の私の一般質問を終了いたします。

○**議長（尾崎信夫君）** 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○**議長（尾崎信夫君）** 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○**21番（床鍋義博君）** 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私が質問いたしますのは、大きく分けて5つの項目についてです。

第1番目として、3市共同資源化事業について。

①3市共同資源化事業基本構想及び今後の予定について。

②施設整備地域連絡協議会の進捗状況と今後について。

2番、都市マスタープランについて。

①進捗状況と今後の予定について。

②として、市民の意見の反映について。

3番目として、図書館の運営について。

①図書の盗難や破損等について。

②中高生が自習できるスペースについて。

③レファレンス室の稼働と開放について。

4番、冊子「平成26年度東大和市の教育」について。

①平成26年度教育委員会の基本方針について。

②東大和市学校教育振興基本計画について。

③文化財の盗難・破損・保護について。

5番目として、産業振興政策について。

①商工業・農業についての取り組みについて。

②ふるさと納税の活用について。

③中小企業大学校の活用についてです。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しましては自席にてとり行います。また、各項目における小項目に関しましては、質疑の流れによりましてまとめて再質問をさせていただくこともありますので、よろしくお願いいたします。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、3市共同資源化事業基本構想と今後の予定についてであります。3市共同資源化事業基本構想は、平成26年9月にごみ焼却施設の更新を視野に入れ、ソフト面では廃棄物の減量施策や3市それぞれの資源化基準の統一、ハード面では3市共同資源物処理施設の整備と粗大ごみ処理施設の更新を内容として、将来の廃棄物処理事業の全体像をまとめたものであります。内容につきましては、平成26年11月に小平市、武蔵村山市及び東大和市の市民の皆様を対象に説明会を開催し、あわせて施設整備地域連絡協議会においても説明を行ってきたところであります。今後につきましては、施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様のご理解を得るために、引き続き4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、施設整備地域連絡協議会の進捗状況と今後についてであります。現在、施設整備地域連絡協議会では、主に環境対策を内容として毎月1回の会議を開催しているところであります。今後につきましては、講師を招いた勉強会や施設見学を行い、引き続き市民の皆様のご理解を得るために、4団体で一致して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市マスタープランの進捗状況と今後の予定についてであります。平成26年10月下旬から市内8地域において、このたびの改定で3回目となります地域別懇談会を開催したところであります。その中で、地域別街づくり方針案をお示しし、市民の皆様のご意見をいただいております。また、11月の下旬には、東大和市都市計画審議会に進捗状況を報告するとともに、有識者、関係機関及び公募市民などで構成される都市マスタープラン改定懇談会において、地域別懇談会における市民意見等を踏まえた改定内容に対する御意見をいただいております。今後につきましては、改定案に対する市民意見の募集、都市計画審議会への報告などを行い、平成27年3月には改定を実施したいと考えております。

次に、市民の意見の反映についてであります。このたびの都市マスタープランの改定は、現行計画の中間見直しに当たるものであり、策定から相当期間経過したところで、市を取り巻く社会、経済状況の変化の反映を図ることを目的にしております。そのため、都市マスタープラン改定懇談会での御意見を踏まえた庁内での検討内容に対し、地域別懇談会で市民の皆様のご意見をいただくとともに、今後実施する意見募集により、市民の皆様のご意見の反映を図ってまいりたいと考えております。

次に、図書館の運営についてであります。図書館3館の運営につきましては、市民の皆様からさまざまな御意見をいただいているところであります。今後も多くの市民の皆様にご利用いただけるように、適切な管理

に努めてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、冊子「平成26年度東大和市の教育」についてであります。教育委員会の教育目標や基本方針、学校教育並びに社会教育の各種事業の概要を掲載しております。また、東大和市学校教育振興基本計画も掲載しているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、商工業・農業の取り組みについてであります。当市では地域産業を育成し、市民の暮らしを向上させるために、商業にあつては市民の皆様の消費生活を支えるとともに、交流拠点としての機能を有する商店街の充実と発展に努めてまいります。工業では、地域の生活環境との調和に配慮しながら、事業者の技術の高度化と連携による共同体の推進を図ってまいります。農業では、新鮮で安全・安心な地元の農産物の生産と供給の安定化と緑の景観の形成や学習の場の提供等、多面的な機能を有する農地の保全を図ってまいります。このためには、商業、工業、農業のバランスのとれた振興が必要であり、市民、事業者、経済団体、経済関係団体及び市が一体となって推進することが重要であると考えております。

次に、ふるさと納税の活用についてであります。ふるさと納税制度は、ふるさとやゆかりのある地方公共団体に対する貢献したい、応援したいという思いを、寄附を通じて実現することができる制度であります。一定額を超える寄附をした場合には、寄附金控除として所得税や住民税の控除を受けることができるものであります。現在この制度につきましては市の公式ホームページで御案内をしているところであります。また、産業振興政策という点におきましては、他の地方公共団体の中には、ふるさと納税制度を活用し、寄附を行った方に対しまして、地域の特産品等をお渡ししている例もありますが、当市におきましては、そのような取り組みは現時点では行っていない状況であります。

次に、中小企業大学校の活用についてであります。平成26年度、中小企業大学校東京校では、新たな事業として、地域の方を対象に創業セミナーや東京校の探検ツアー、ワークショップを開催して、多くの市民の方が参加しております。当市といたしましても、創業希望者の支援を行うため、中小企業大学校等を連携して、平成26年度内に東大和創業塾を開催する予定であります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、図書館の運営について。

1 点目の図書館の盗難や破損等について御説明をいたします。

図書館では、図書収集及び除籍方針に従って、年間2万点余りの資料を除籍しておりますが、除籍された資料の中には盗難によるものと考えられるものや、資料の一部を故意に破られたり、切り取られたりするなどされて提供できなくなったものが含まれております。このため館内には、「大切にしましょう! 図書館の本」といったポスターを張り、本を破いたり書き込みなどをしたりしないよう利用者に呼びかけを行っております。また、職員は資料の返却の際、できるだけ資料の状態をよく見て、異常がないかどうかを確認するようしております。しかし、返却された資料を全て詳細に確認することは困難でありますことから、利用者には汚れや破れなどを発見した場合、職員に伝えていただくよう貸し出し時をお願いをしております。今後も資料の盗難や破損等が起らないよう、引き続き適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

2 点目の中高生が自習できるスペースにつきましては、現在、図書館の中で学習専用の座席はありませんが、閲覧席を学習等で利用できるよう現状の施設の中で工夫をしております。また、2階の通路等を学習スペースとして提供できないかにつきましても検討しましたが、学習を行うには十分な明るさではないため、学校スぺ

ースとすることは難しいと考えております。

3点目のレファレンス室の稼働と開放についてであります。レファレンス室は、その部屋にある辞書や辞典類といった参考資料を使って調べものをする部屋ですので、持ち込み資料を使つての御利用は御遠慮いただいております。平成25年度は、1日平均16.1人の方に御利用いただきましたが、他の御利用者からは、自習室としても使わせてほしいとの御要望をいただいております。そのため、本来の目的でレファレンス室を御利用いただいている方の妨げにならないような、また限られたスペースを有効活用できるような利用ルールがつかれないか、現在も研究をしているところであります。

次に、平成26年度教育委員会の基本方針についてであります。教育委員会では、教育目標を達成するために基本方針を策定し、東大和市学校教育振興基本計画を踏まえながら教育施策を推進しております。また、4つの基本方針に基づき、その年度に取り組む主要施策や事務事業の取り組みを明確にし、点検及び評価を行っております。各学校におきましては、校長が教育委員会の基本方針等を踏まえた学校経営方針を立てることで、教育委員会と学校が一体となって課題解決に取り組むことができっております。

次に、東大和市学校教育振興基本計画についてであります。東大和市では平成25年12月に平成26年度を初年度とする5年間の教育ビジョンを策定しております。その中におきましては、学校教育の課題を明らかにし、特に重点的に取り組む方向性を3つの強調点、8つの柱として示しております。また、それぞれに施策の方向性と具体的な事例、目標を段階的に関連づけており、各学校において校長が学校経営方針を作成する際の指針としても活用しております。教育委員会では、各学校での具体的な取り組みと、その成果及び評価を踏まえて、市全体としての取り組み状況を検証してまいります。本計画に基づきまして、学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、東大和市の学校教育の充実、発展に努めてまいります。

次に、文化財の盗難・破損・保護について御説明をいたします。

市では、市重宝として里正日誌など15点、市郷土資料として庚申塔など9点、市史跡として旧日立航空機株式会社変電所など6点、市旧跡として蔵敷調練場跡など3点、市芸芸として清水囃子を、それぞれ市の文化財として指定しております。日ごろより、これら文化財の保護に努めているところですが、これまでのところ市が所有していない文化財も含め、盗難、破損はないと認識をしております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

9月の定例会に続き、この問題を取り上げましたのは、今回、パブリックコメントを経て、3市共同資源化事業基本構想（案）の案がとれまして、基本構想となりました。そこで、このパブリックコメントについて少しお聞きしようと思いますが、東大和市としては、このパブリックコメントについてどのような位置づけであるというふうにお考えでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 4団体でまとめてきました基本構想（案）、これに対しまして3市にお住まいの市民の方々、また地域住民の方々の御意見を聞く機会としての一つとして、パブリックコメントを実施しているという内容でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 先日、東大和市パブリックコメントの実施要綱というものが配布されました。正式な実施に関しては、平成27年度の4月1日からということになると思いますけれども、今回、内容を見ますと、

すごくよいことが書かれているんですけど、今回の3市共同資源化事業構想（案）に関するパブリックコメントに関しても、この来年度実施される実施要綱を踏まえたものと考えてよろしいのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありましたとおり、当市におきましてのパブリックコメントの実施要綱、こちらは当市独自のものというふうな形になりますので、4団体で実施しました3市共同資源化事業の基本構想（案）のパブリックコメントにつきましては、当市が作成したものをそのまま準用しているという形ではないという形でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） しかしながら、このパブリックコメントに関しては、この市のもちろん実施要綱を準用したものではないというのは確かなんですけども、一般的にこのパブリックコメントの位置づけというのは、事前に広く意見を聞いて、行政がやってることを後戻りさせないようにするという、そういう役目があるというふうに思います。この東大和市のパブリックコメントの実施要綱の中には、実施機関が東大和市における施策等の立案段階、立案過程において、施策の趣旨、目的、内容、その他の必要な事項を公表し、市民等から意見を求め、提出された意見に対する実施機関の考えを公表するとともに、意見を考慮して意思決定を行う手順をいうというふうにあります。これはまさに尾崎市長が常々掲げている市民協働のもと、市政を運営していくということの宣言であるというふうに捉えられます。そのような崇高な目的、市民協働を具現化するものだというふうに私は考えているんですけども、今後、パブリックコメントを市民から募集して、立案過程の中で聞いていくということをしていかないと、先ほど繰り返し申しますけれども、行政のやったことが後戻りして、結局コストがかかってしまう、労力がかかってしまうということになりかねないというふうに思うのですが、今回のこのパブリックコメント、3市共同資源化構想に関してのパブリックコメントは、この立案過程にあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 実施機関が、東大和市の場合にあつてはということでは、議員が今おっしゃられたように、来年度予定しているパブリックコメントの要綱ということになるかと思えます。今回、実施の主体が、団体が4つとなっているというところがございます。でも、そうはいいいましても内容としまして、市民生活に密接かつ多大に影響する要素が大きいところがございますので、今回のパブリックコメントの関係につきましては、3市それぞれの現状の市民意見をどのように声として反映させるか、その辺を調整した中で、全てを勘案して事務局のほうで今回のパブリックコメントの運びというふうになっております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） パブリックコメントが、この立案段階でされるということの意味は、行政の間違いですね、誤謬ですね、そういったものを減らすことに目的があるというふうに思っております。かつては、行政のほうはかなり情報も持ってますし、もちろん経験もありますから、まあおおむね間違っただことというかしてこなかった。もちろん、もしくはして間違っただことがあったとしても、市民のほうと情報格差がありますから、それがなかなか市民のほう気づかないということもあったと思えます。しかしながら、社会がすごく多様化して、高度化してきて、市の役割がどんどんどんどん同じようにふえてきて、なかなかやるのが精緻でなくなってきた。そういった中で、これを失敗をなくしながらやるためには、市民の力をかりなければやっていけない状況になっているのが、今現状だというふうに思っております。市民のほうも、情報収集能力だったり処理能力だったりするのが飛躍的に向上しています。神話的であった、そういう行政の無謬性というものももう崩れた中で、市民から事前に広く意見をとって、それが後戻りすることないよう、事業が後戻りすることのない

ように、パブリックコメントを設けて動けることということが、大きな役割であるというふうには考えております。

そのことに関してのじゃ認識、今、私が申し上げた認識に関して、市とそれは合っているのかどうか。私、この実施要綱を見て、そういうふう思ったんですけども、それは合ってるかどうかというのを確認だけさしてください。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 今回、私どもが事業を検討しております資源物処理施設、特にそこにつきましては、確かに私ども自治体側のほうが設置をしていくという形になりますが、施設が稼働する上では、やはりそこで処理するものは、皆さんの家庭から出た廃棄物という形になりますので、あくまでもこれらの施設というものは、市民の皆さんが使っていただけるような施設、ですからそういったところでは、こういったところを機に、特に今年度、ごみの有料化等を10月から実施しているわけですが、そういったところでは市民の皆さんが日々排出するごみをどのような施設でどういった形で処理をしていくか、そこをともに考えていくという点では、そこは議員がおっしゃったところと同じというふうに考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） パブリックコメントを一つ一つよく見ていきますと、回答がきっちり返ってきてないものがたくさんあります。何かもう全て物事が決まって、それに対して幾ら質問しようが、意見を言おうがはね返されてるような、そんな回答に見えてしようがありません。そういった形だけの何かパブリックコメント、住民の意見を聞きましたよ、だからいいんですよみたいなやり方のパブリックコメントだと、これやめてしまったほうがいいと思うんですね。せっかくパブリックコメントをやって、市民からたくさんの意見が寄せられてるわけですよ。少なくともそれに対しては、ちゃんとした答えを返さなければいけないというふうに考えております。それは当然のことだと思うんですよ。

しかし、例えば一例を挙げますと、すごく多く質問があったんですけども、東大和市の桜が丘に立地が決まった過程に関して項目がありました。それに対しては、候補地を比較検討した資料が欲しいという問いがありまして、それに対しての答えが、東大和市桜が丘の用地は、①現在市有地として所有している。②現状でリサイクルが行われている。③3市の中間的な位置にあり、現在の焼却施設に近く、連携がとりやすいなどから整備用地としましたと、こういうふう回答されてます。これ前にも指摘したんですけども、この理由づけというのは後づけですよ。桜が丘のこの2丁目の建設予定地が予定地として出てきたときには、このような文言が一切文書として出てきてありません。実際にこの文言が出てきたのって最近ですよ。こういったあたかも比較検討をしてこの地になったんだみたいな言い方というのは、これうそだと思いますよ、これ。本当の答えとしては、候補地を比較検討した資料が欲しいというふうに言ってるんですから、答えは、比較検討した事実はありませんとか、その資料はありませんとかっていうのが本当の答えではないのでしょうか。なぜこういった回答になるのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今の議員からの問いに関しましては、従前から4団体でもお答えをさせていただいている内容を文書にさしていただいと。議員のほうからのお話からしますと、これは後づけだというお話ではございますけども、基本的には当市の桜が丘のところにつきましては、暫定ではございますが、当市で処理施設をつくっているということも間違いはございませんし、こちらの施設に関しましても老朽化もしてきているということも事実でございます。そういったいろんな、今議会だけではなく9月議会、過去からの議会等でも、議員からの質問の中でも、いろいろ、るる、お答えはさせていただいておりますが、基本的な部分とし

ては確かに比較検討の部分は、そういったものの資料はないというのは我々も承知はしてございますけども、市民に説明する一つの要素としましては、このような答弁、回答でさせていただいたという内容でございます。以上です。

○21番（床鍋義博君） それであれば、やはり比較検討した事実はないというふうに書くべきですよ。その後で、後から考えてみたらこういった条件がありますよという形で書くんだらば私はいいですけども、最初からこういう条件が定まって、探した結果、これですみたいに読めちゃうんですよ。それで、順番違うじゃないですか。そういうようなごまかして、これは過去を調べればわかるわけですよ。それが、もう市民の人たちからもばれてるわけですよ。そういったことを幾らやっても、これ無駄だということを僕はわかったほうがいいと思います。

コストに関しても、かなり質問が来てました。コストに関しても、必ず公益を考えて必要不可欠な施設であるというふうに、これ全部回答してます。たくさんありますけど、大体同じような回答です。これも答えになってない。これに関しても、回答だったらば、例えばコスト比較は行っていません。逆に、コストは幾らかかってもやりますというものが回答になるというふうに思うんですね。だから、これ公益だからコストは関係ないっていう話は、これは全くあり得ないと思いますよ。なぜかというと我々市議会議員は、市民の貴重な財産、税金を預かって効率よくどういうふうにするのか、どうしたら無駄が少なくなるのかということを考えながらいろいろな決定をしていくわけですよ。そうしたときに、コストというのは非常に重要な部分なんですよ。それはコストは、公共でやる、絶対必要不可欠だからコストを出せないというふうに言ってしまったらば、私たちはこれは何を以て判断したらいいんですか。これから焼却施設の更新とかも視野に入ってきます。もっと喫緊の課題は、不燃・粗大の施設だというふうに聞いております。とすると、この金額って莫大な金額ですよ。1億円、2億円でできるものじゃなくて、桁が2つぐらい違うんですね。100億円超えると思います。そういった金額が後からどんどん出てくるにもかかわらず、総体的にこの事業全部が幾らかかるのか、これが将来、何年にわたって市民の負担になっていくのかということ判断しなければ、この建物が本当に必要なのか、それともこのまま民間でやったほうがもしかしたらいいのかという判断すらできない。判断すらさせないということは、これ問題だと思いますよ。これ、いかがお考えですか。

○環境部長（田口茂夫君） 本年9月に3市共同資源化事業の基本構想がまとまりまして、その中ではこの3市共同資源物処理施設の建設費におきましては13億2,000万円というふうな形での記載がされております。また、施設の姿という、こういったものにつきましても、施設整備地域連絡協議会においても、協議のほうも進めさせていただいております。さらには、今議員からお話がありましたとおり、現在、焼却施設につきましても、小平・村山・大和衛生組合において提案図書の作成を進めているというふうにも聞いてございます。また、平成27年度になります、不燃・粗大ごみ処理施設の施設整備基本計画の策定も予定しておりますことから、今後、当市といたしましても何らかの形のコスト比較を、議員の皆さんも初め、市民の皆様にも御提示できるように求めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） この事業は、焼却施設と粗大・不燃施設、それと廃プラ施設と三位一体というふうに必ずこ言われてたので、ぜひ三位一体でやるのであれば、コスト比較もそれを含めた形で出していかないと比較検討できないので、ぜひお願いをいたします。

これらは、今2つ挙げたんですけども、ほんの一例にすぎませんので、今後、市民の方からも、パブリッ

クコメント、せっかく出したけど、ちゃんと答えてくれてないというので、ぜひ議会で追及してくださいというふうに私のほうに結構打診がありますので、今回ほかの項目もありますので、2つにとどめておきますが、今後また質問しますので、よろしく願いをいたします。

次に、質問を変えて、先日、東大和市役所会議棟において市民説明会が開催されました。その際、市民の方から、昨年1月8日に合意した3市共同資源化事業に関する基本事項確認書に関して質問がありました。その質問の内容と回答について、どういった内容だったかというのを認識、一緒にしたいのでお答えいただけますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 質問の要旨といたしましては、25年の1月に確認書では市民の理解を得たと判断された後に事業に着手するというふうな形になっていたけども、事業を進めることは市民に対するこの内容と乖離があるということの質問がございまして、衛生組合の職員のほうからの回答というか答弁というか、そのような内容になりますけども、その平成25年1月の確認書をもとに、平成25年の2月、3月にかけて地域住民の皆様並びに3市市民の方々に説明会を実施してきたと。その内容をまとめた内容としましては、市民の理解は得られたと言いがたいというふうな形でまとめておりますが、その後、4団体で協議を重ねていった後に、市民生活には必要不可欠であるということを再認識し、またそれを市民の皆様にご説明をする機会としまして、8月に4団体のそれぞれの長が表明をし、その後、平成25年11月に新たな確認書を取りまとめ、現在に至ってきているというふうな形の御説明をしているというようなことで認識をしております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そここまで多分ね、詳しく言ってなかったですね。市民の方の質問は非常にシンプルで、この合意書の中の文言に、周辺住民の合意が得られたことが前提として事業を進めていくということはどういうことかという点で、それに対して、前提なんだから、この前提が得られてないという認識を持つてらんだらば、これ事業、進められないんじゃないかというそういった質問ですよ。それに対して回答が、前提といっても、結婚を前提としておつき合いしても、結婚に至らないようなこともあるわけであってというような、この前提に関して非常に何か意味がわからない説明をしたのが事実です。私もその傍聴に行っていましたし、この中の議員も2人ほど行っていましたのでわかると思うんですけども、前提って、わざわざここで国語辞典引いて言うのもなんですけれども、これ調べてきましたんで。ある物事が成り立つために、あらかじめ満たされていなければいけない条件のことをいうと。これが辞書で調べた結果です。この議会でわざわざ取り上げる問題ではないんですけども、この「前提」という文言に関しては、3市の市長が署名、押印した基本事項確認書に書いてあるわけですよ、周辺住民の合意を前提とし事業を進めるって明記されているにもかかわらず、今さらこの前提の解釈は違うんだというようなことが、これまかり通れば、行政の信頼というのは全くなくなるじゃないですか。市民は、じゃ行政が出す文書、何を信じたらいいんでしょう。いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 事業を進める上での4団体の確認事項としましては、平成25年1月にそのような記載はされていることは、当然私どもも承知はしております。その上で、市民説明会を実施し、市民説明会の中においても、るる答えができないような内容等もございましたので、今現在、基本構想などの内容をもって新たにここでも説明はしておりますし、今後も引き続き説明をしていかなければいけないという認識は持っております。しかしながら、じゃこの施設を建てなくていいのかどうかというふうな問題を、その後、協議をさせていただく中で、市民生活に必要であると、不可欠であるというふうな再確認をした後に、新たに確認書を取りまとめて、その確認書の内容に基づいて協議会を設置したりですとか、市民への説明を実施をしてくれていると

いう内容でございますので、こちらにつきましては今議員からお話がありました1月の基本事項の確認書だからどうだということではなくて、我々4団体において、それぞれその時期、時期の内容に基づいて検討しているという状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） いや、それはちょっとおかしいですよ。だって、わざわざ署名、押印してまで基本事項を確認してるわけですよ。それに、周辺住民の合意を前提として事業を進めるって書いて、でもやっぱり必要不可欠だからやるしかないよねって言って、これほごですというような説明ですよ、今。それを行政がしちゃだめでしょうという質問が、私の今の質問だったにもかかわらず、そうですよというふうにおっしゃってる。これ誰が見ても、市民の人が納得できるわけじゃないじゃないですか。今後こういうことを進めていくような悪い事例の一つになってしまいますよ。これを、一つを許しただけで、何一つここで約束した、契約をした、例えば基本合意をしたといっても、後でどんどんどんそれを破ってしまうということが可能になるじゃないですか。そういったことをきっちり守っていかないから、市民の人が何を信じたらいいかって、本当に行政の言ってることって信用できるのかってというふうに思うんじゃないですか。そういった不信感を拭うことが先決にもかわらず、今の御答弁だと、必要不可欠だから、一足飛びにいくわけじゃないですか。その必要不可欠なものの情報を出せと言ってもなかなか出さないし、先ほどのコストに関してもおいおい出していく。そういったことがないのにもかかわらず、もう先に結論ありきで、必要不可欠だから、だから住民の声はもうしょうがない、要らないんだというようなことをやっていっていいんですかっていうのが質問の趣旨ですので、もう一度お答えいただけますか。

○環境部長（田口茂夫君） こういった事業を進めるに当たりましては、当然のごとく市民の皆様、また議員の皆様の声は真摯に耳を傾けなければいけないというふうな認識は持っております。確かに1月8日の確認事項におきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、記載があるということは十分認識をしております。しかしながら、先ほどもお話をしましたとおり、この施設を、じゃつくらなくていいかという問題とは、またちょっとひとつ大きく考えるところがあるのかなというふうに思います。そのようなところから、この確認事項をもとに、じゃ今後どうしていくのか、当然市民の皆様が理解が得られていないという状況は認識をしておりますので、じゃ今後これをどう進めていくのかというところを新たに4団体で協議をし、その結果として8月に4団体の長が意思表明をするような形になってはおりますけれども、それで市民の皆様が理解を得るための努力も引き続き実施をしていくということから新たな確認書が締結をされると。ですから、私どもは市民の皆様に対しまして、理解を得る努力を引き続きしていくんだということは、この新たなる確認書の中にも記載はされておりますので、そこを引き続き丁寧に行っていきたいというふうに考えております。

○21番（床鍋義博君） これ以上やっても平行線だと思うんで、次の質問に移ります。

東大和市では、ごみの有料化、家庭ごみの有料化を始めたところでありまして。先日、その結果が市報にも掲載されておりました。これを見ると、やはり有料化の効果が出ていると思われまして。可燃ごみでは約207トン、1カ月で約15%の削減というふうに記載をされておりました。これはもちろん導入した月でありますから、翌月以降は若干のリバウンドをするかもしれませんが、多くの自治体のデータでも大体10%か15%の減量になるということは示されておりますので、市も有料化の導入の際にはそのような説明でした。

しかしながら、市民説明会で有料化をしていない自治体、これは小平市や武蔵村山市なんですけれども、その中で、なぜ有料化してごみ減量をしないのかという質問がありまして、それに対して小平市長が、ごみの有

料化はすぐリバウンドしてもとに戻ってしまうので効果がないという回答をしたというお話を小平の市民の方から聞きました。小平の市長の答弁に関して、ここでお聞きするわけにいかないの、事実関係だけを聞こうかなと思うんですけども、ごみ有料化はごみ減量に効果があるのでしょうか。

○環境部副参事（中野哲也君） ごみ有料化につきまして、ごみ減量に効果があるのかということですが、先ほど議員のほうからお話がありましたように、各市、有料化導入した後の減量効果として、10%から15%の減量効果が出ているということがございます。まあ各市、当市も含めまして22市が有料化導入して減量効果を上げているという中で、こちらの施策を実施しているということで認識しているところでございます。

○21番（床鍋義博君） 私も、長年、ごみの問題を追ってきたので、そのようなデータも見てましたし、今御答弁あったように10%から15%減量するというデータも見ましたので、そのことをもってごみの有料化に関しては賛成をしたわけなんですけれども、でも実際、3市が共同で処理をしているごみ処理施設の組合のトップが、そういった認識がない。これ、まず先ほど資源化の統一が第1みたいな話をしたんですけども、一番最初にやらなきゃいけないのはこの部分なんじゃないですか。

○環境部長（田口茂夫君） ごみの有料化に関しましては、当市ではこの10月から実施をしてきておりまして、今担当副参事のほうから御説明がありましたとおり、減量に効果があるということ、私どももその認識のもとに実施をしてきてございまして、もう既に議員の皆様にもお話を、資料のほうを提供させていただいておりますが、今議員からもお話がありました一定の減量の効果、1カ月だけの評価ですけども、出ている状況でございます。小平市、武蔵村山市につきましても、有料化につきましてもそれぞれの計画の中でも記載がされているということは認識しておりますし、また事務方におきましても、それぞれ検討がされているというようなことも聞いてございますので、これがいつされるかどうかというところは、私からはお話がなかなかしにくいところではございますけども、そういった検討はされてるというふうなことでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私がこの質問をするのは、これまで市民説明会で市民の方から、徹底的なごみの減量を行って、それでもなお排出するごみの量がこれだけあると確定させることが先決で、そうしないと建て替えが迫っている焼却施設の規模が決まらないのではないかと質問が何回かされてます。それに対して、組合側からどういった答えがあったのかというと、廃プラ施設を建てて廃プラの量を減らしてからでなければ焼却施設の規模は決められないと、廃プラ施設建設は上流工程であるという回答をされています。つい先日も施設協議会の中で、そのような回答を私は聞きました。ちなみに、お聞きしますけれども、仮に廃プラ施設ができて、現在焼却処分されている小平市の軟質系プラスチックの量は、これはどれだけ減りますか。

○環境部長（田口茂夫君） これも仮定の話でございます。組成分析等の中からの試算という形にはなりますが、1,000トンから1,500トン程度というふうなお話は聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 施設協議会の中では、たしか年間1,600トンというふうに答えてましたので、月に直すと133トンですね。とすると、東大和市が有料化によって減量した1カ月分の可燃・不燃容器、総量が264トンです。仮に3つの市が有料化をするだけで、この4倍強のごみが減量される試算となります。本当の意味でのごみ処理の上流工程というのは、このことを指すのではないのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 確かに減量につきましては、これは当市のみならず多摩地域全体の大きな課題であるというふうな認識は持っております。これは25市1町が最終処分場として日の出町に、現在、二ツ塚のほう

に処理しておりますが、また焼却灰のエコセメント化の事業なども実施しております。そういったところで日の出町に多大なる御協力をいただき、そういった形で環境の部分につきましても、そういったことで実施をする必要があるというところから進めていることであると認識はしております。しかしながら、この有料化に関しましては、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、それぞれの自治体の中での計画はあるということではありますが、結果としてまだ現時点ではその方向性が見えていないということも、私どももそれは見ております。そのお話は、それぞれの首長さんも説明会等の中でお話は聞いておりますので、今後そういったところは進んでいくのかなというふうには思っております。

以上です。

○21番(床鍋義博君) 焼却炉の規模を考えると、これだけ大きい影響を与える上流工程ですから、この量の確定って、資源化の統一の前にごみの減量を徹底的にするといったことを3市が共同してやらないと、この問題に関しては、三位一体でやるということに関しては、計画性に非常に無理があるというふうに思います。今、施設整備地域連絡協議会の話が出ましたので、ぜひこういったことも持ち帰って、3市でそういったことを先にやらないと進まないよということを、東大和市がやっぱり率先して言うべきだと思います。実際に結果として、ごみの減量が数値として出ているわけですから、これだけやった、これだけ減りましたということを示して、ある意味、ごみ行政に関しては東大和のほうの方が先を走ってるわけですから、そういったところにフィードバックするというんですかね、そういう必要はあるんじゃないですかね。いかがですか。

○環境部長(田口茂夫君) 現在の基本構想の中におきましては、過去5年間の状況等から施設の規模などの内容は決まっております。しかしながら、今議員からお話がありましたとおり、当市におきましてはこの10月から有料化をし、減量の実績等も出ております。こういった内容につきましては、来年度になるかと思いますが、施設整備実施計画、こちらのほうの策定に入ってくると思いますので、そういったところも加味するような形での記載も、今回の基本方針の中にもありますので、具体的なそういったものにつきまして、当市といたしましても組合のほうにお話はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(尾崎信夫君) ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時42分 開議

○議長(尾崎信夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番(床鍋義博君) 施設整備地域連絡協議会の話に戻しますけれども、会長の選任がおくれたりして、なかなか当初の予定から大幅におくれたというふうに思いますが、現在のスケジュールと今後の予定についてはどのようになりますでしょうか。

○ごみ対策課長(松本幹男君) 協議会においても、地域委員の皆様にも、先般、御説明をした部分でございますが、来年3月までに施設の姿、緑化、プラザ機能について、そこを大きく固めていきたいという形で現在進めているところでございます。また、今後、具体的には生活環境影響調査、こちらのほう、先般、調査地点の箇所数のところまでは大きく話ができましたので、来年に向けてはそちらのほうに、具体的に地域住民の方、立ち会いのもと、実施していく運びになろうかというふうに思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 私も、この協議会にはほぼ傍聴に行っておりますけれども、きょうのような御答弁のように全くかみ合ってなくて、質問があっても持ち帰るか、まあ持ち帰るけれども、次回の協議会ではその回答はない、持ち帰ったままと。そういうことがずっと続いていて、市民の方からも、それじゃいけないんだよと、ちゃんと電子黒板なんか使って、きっちり一つ一つ課題を出して、質問があつたらそれに対して回答していったほうがいいという意見も出てたと思うんですよ。そういうふうの一つ一つ、やっぱり問題点があれば潰していかない限りは、例えば今、来年の3月にまとめるみたいな話をしていますけれども、そういったものもまとまらないというふうには思います。それを強引にまとめると、また一つ、行政のやり方について汚点が残るんじゃないかなというふうには思います。そうならないためにも、必ずこの施設協議会では、一つ一つ市民の方からの質問に対してはちゃんと答えていただけるように要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 議員のおっしゃるとおり、現在、月に1回程度の開催でございます。委員の皆様からの御要望もございまして、その協議会の下に部会等の設置も実際に行わせていただいております。また、この協議の進め方につきましても、るる御意見をいただいておりますので、その辺につきましても御意見に沿うような形で実施ができるように、我々としましても衛生組合のほうに申し述べをさせていただいたり、市民の皆様と丁寧な議論ができていければというふうに思っております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、お願いをします。きょう、一番かみ合った質疑だと思います。

スケジュールがおくれているということは、まあ施設建設のために交付金の申請をするという計画があると思うんですけれども、これはいつごろの予定になりますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 事務の調整につきましては、衛生組合事務局のほうで、今年度内ということで調整のほうを東京都と進めているところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その事実は、協議会の中では話されておりますでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 交付金の申請事務につきましては、3市共同資源化事業基本構想、こちらのスケジュールにのっとって進めてるところでございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） その交付金の申請に際して条件があると思うんですけれども、それらはどういった条件があるでしょうか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 現段階では、何もなし状況でございますので、現段階で東京都と調整しているところの話をお聞かせするところによりますと、まずは地域計画、今後、3市地域の廃棄物処理事業をどのように進めていくか、その計画について提出を求められているというふう聞いております。

以上です。

○21番（床鍋義博君） ということは、地域計画に関しては、今回の廃プラの処理施設だけではなくて、焼却炉や不燃・粗大ごみ施設も含まれたものと考えてよろしいですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 地域計画でございますが、計画期間がおおむね5年ぐらいを計画というふうになっておりまして、現在作成を進めている計画におきましては、専ら3市共同資源物処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設の更新というところがございます。焼却炉の更新につきましては、大きいところの今後の提案図書の実成に努めているという状況でございますので、その大きい柱としては触れているというところござい

して、詳細については当面5年間の事業を計画してる部分について、計画をつくってるというところがございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） そうすると、当面5年間は焼却施設に関しての詳しい詰めとか、そういうことはやらないということですか。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 焼却炉の更新事業につきましては、現在、衛生組合事務局のほうで、提案図書のほう作成に努めてるというところ聞いております。したがって、今後、何もしないというわけではなく、ある程度の青焼きが見えた段階で、地域計画にも反映していく必要性が今後は出てくると思います。また、地域計画につきましては、5年間をおおむねの期間としておりますが、当然変更等があれば、その段階で修正をしていくことができる計画となっております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ごみ処理事業は三位一体というふうに言われているので、何かこの地区計画に関しては三位一体でないというふうには思うので、何か言ってることとやっけることがちぐはぐな感じをすごく受けるんですけども、これ以上やっても堂々めぐりになるので次の質問に移りたいと思います。

私が、この東大和市議会議員となって3年余り、ほぼ毎回のようにこの問題を取り上げております。通常であれば、普通もうネタ切れで、もう質問事項もなくなるというふうにするんですけども、一向に減らないどころか新たな問題がどんどんどんどん浮上してきます。原因は、やはり無理を通してからだなというふうに思います。無理を通すと、どこかでやっぱりつじつまの合わないところが出てきて、それをまた埋めようとすると、また別のところがほころんでくるという状況が今の状況ではないかというふうに思いますので、重ねて申しますけれども、筋が通った話を積み重ねていく、そういったことをするしか、この問題、解決の糸口が見られないというふうにするんですね。したがって、先ほど繰り返し述べますが、住民ですね、特に周辺住民の声を無視して事業を推し進めるということに関しては反対をいたしますし、それをやることに関して、非常に地方自治にとって危ういということを指摘して、次の質問に移りたいと思います。

次、都市マスタープランについてですけれども、前回に引き続き都市マスタープランについては、今回も地域別懇談会が行われております。各会場での出席状況と市民の意見が、またどのようなものがあったかというのをかいつまんで教えていただけますでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、最初に地域別懇談会の参加の人数の状況をお話ししたいと思います。

10月の下旬から11月にかけて、市内の8カ所で地域別の懇談会を開催しております。

参加の人数ですけれど、全体で38名ということになります。地区ごとの内訳であります。中央・南街地区が6人、清原・新堀地区が2人、それから上北台・立野地区が7人、仲原・向原地区が5人、芋窪・蔵敷地区がお一人、桜が丘地域が12人、奈良橋・湖畔・高木地域が2人、それから狭山・清水地域が3人という状況です。

いただいた御意見ですけれど、一番多かったのが、まちづくりを進めていく上では、地域のコミュニティーが大事だということで、自治会の活性化、それから駐輪場関係ですね、市内各駅における駐輪場の整備、それから防犯上を含めた空き家の対策、それからまた落書き、市内に見られる落書きの関係ですね、そういった意見が寄せられております。

以上であります。

○21番(床鍋義博君) 私は、桜が丘の会に参加しましたがけれども、やはりその中で多くの市民の方から、桜が丘が今抱えてる問題、すなわち先ほど申しました廃プラ施設や給食センターの建設問題や、残念ながら建設されてしまったパチンコ店に関してたくさんの質問、質問というか不満ですね、寄せられておりました。そういった声が出るのは、マスタープランがきちっと機能してなかったからというふうに思います。

都市マスタープランというのは、そのまちの基本となる一番上位、上位概念だなというふうに思っているわけなんですけれども、でも実際にはそのようになっておらず、個別の政策に対して都市マスタープランを合わせていく、そういったことを繰り返してきたために、実は優良な住宅として維持するといったところが維持できなくなっているのではないかなということが、市民の不満が一番大きいところだったというふうに思っています。そういう意見も確かに出ました。

これまで、マスタープランを作成して、優良な住宅地として推進していくということを維持していくという場所が、逆に後戻りして変わってしまうといったようなことは、今後ないとは思いますが、そのあたり桜が丘に関してはいかがお考えですか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) ただいま、今までの都市マスタープランが、個別の政策に合わせてきたというような御指摘もいただいておりますが、桜が丘だけを見た場合、土地利用転換が進み、工場から住居系の用途に変わっていったというのは顕著でございます。ただ、都市マスタープラン全体というか、市域全体を見た場合、低層住宅地につきましては、都市マスタープランで掲げた方針に基づき、敷地面積の最低限度であったり、また市域全体に高さ制限、絶対高さ制限を導入する等といった、この都市マスタープランに基づいたまちづくりを進めてきております。

ただ、どうしても桜が丘地域につきましては、工業地域が広く指定されている用途の指定がある。また、工業地域の用途地域の性格上、性質上、広い用途の建築物を可能にするといったようなこともございまして、なかなか住宅が建っているから、その住宅に合わせてほしいという住んだ方たちの意見をそのまま引き写すようなことが可能にはなっていない。都市マスタープランで、地域別構想の中では、住居系の環境を守っていかうという方針は掲げておりますけれども、そういったことを実現させるための地域と一緒に考えていくという手段がとれなかったという反省はございます。そういったことがございますので、今後つくりかえる都市マスタープランでは、そういったところに少し実効性を高めるようなものにしていきたいというふうな思いもあるのと同時に、やはり市が必要としている施設等の建設も可能になってまいります。現在の都市マスタープランをつくる時には、想定していなかったプロジェクトが現実浮上してきているというようなこともありますし、都市経営をしていく上では、そういった政策も進めなくてはいけないという現実もございますので、そういったことを踏まえた検討をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) もちろん都市マスタープランで、全ての用途地域も含め制限かけていくというのは、実質的には難しいというふうに私も認識しております。それがあるので、その下に位置する地区計画、そういったところで環境を充実させていく、住環境を維持させていくという今の御答弁は非常に私も同意をいたします。それを、地域住民とともにつくっていただきたいなという気持ちはあります。

しかしながら、そうはいっても個別の問題で市が、はっきり言ってしまえば廃プラ施設を建ててしまうから、その部分は、以前はその場所は良好な住宅地として維持するという色づけにされていたものが、今回示された案ではそこが消えてる、違うところになってるといったことを、今の段階で、もう策定の段階の前の段

階で、もう既定事実のように決まってしまうというものは、先ほど申しました都市マスタープランが上位概念であるところから、ちょっと逸脱してるのかなという印象は拭い切れません。

都市マスタープランは、やっぱり東大和市全体と、ある一定の地域の将来にわたる大きなビジョンだというふうに思います。これを、やはりもとの形に戻すというんですかね、本来の——こないびつな、いびつなというのは、個別事業があったら、それに引っ張られて、都市マスタープランをそれにどんどん合わせていくというような形じゃなくて、大きい都市マスタープランがあって、それに沿って個別の事業がつくられていくと、そういった本来の姿に戻していくということが必要であって、そのためにはやはり住民の皆さんの協力が必要であるというのは、恐らく議論にはならないと思うんですね。

そういうことをしていくために、もう少し都市マスタープランがすごく重要だよということをアピールすることが必要なのと、もう一つ、その都市マスタープランが住民にとってすごく重要であるならば、拘束力まではいかないけど、やはりそのビジョンに沿ったもので個別のプランは立てていくんだよって、市もやっぱりそれに縛られるといったらおかしいですけども、それに沿って全部の課が協力していくって体制でないと、まちづくりというのはちぐはぐなものになってしまうと思うんですが、そのことに関してはいかがお考えでしょう。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 確かに、ただいま床鍋議員からの御指摘のように、都市マスの機能の中には、ビジョンを描き、それに近づけるためのプランを描く、それと今はその機能がそんなに強化されてない、私はここが床鍋議員と共通する部分だと思いますけれども、ツールとして使っていけるようなものを、やはり市民と協働で進めていく必要があるというふうに考えております。ただ、そのビジョンの部分につきましては、やはり住んでる方たちが描くビジョンもありますし、市が政策として描かざるを得ない、それは理解を求めているかなくてはいけないといったものもございまして。そういったものを、やはり地域の方たちと一緒に考えながら検討していくという一つの方針を定めるようなものとして、やはり考えていく必要があるというふうには考えておりますので、もう少しそういったことをしながら、ツールとしての地区計画と一緒に検討していくといったようなこと、またもう少し用途的なものを誘導を図るといったものを、地域の全体の皆さんのですね、住んでる方たちの協力が得られて進めていけるようなものとしていくというような取り組みが、必要だというふうには考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 都市計画課というのは、すごくまちの魅力を左右する重要なところだというふうに思っておりますので、ぜひ今回、都市マスタープランの改定作業に際し、地域別懇談会を開いています。ただ、それだけではなくて、さまざまな課がいろんなところでいろんな要望を上げてくると思うんですよ。そういったものをちゃんと拾い上げるような、そういった政策をしていただければなというふうに思っております。

この間、実は「富士見通りの道路整備について」というテーマで、市民企画の街づくり懇談会というのに出てきました。南街公民館で行われたものなんですけれども、その中でもたくさん市民の方からいろんな意見、出てました。例えば、歩道を少し低くして車椅子を通りやすくしたほうがいいんじゃないかとかって、そういったこととかというのを、市の職員も出席をしていたので、そういったことが都市計画課のほうにフィードバックとして上がってくるシステムというのはあるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいまは市道第6号線、富士見通りの検討のことだと思いますけれども、当然そういったようなところから出た意見というものの、報告というのは私のところに上がってまいります。必要なものについては、都市計画課のほうにそれを返すというようなことは行っておりますので、まちづくりの中

で、バリアフリーのまちづくりをしていく上では、そういう意見があるということも存じておりますし、また東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設整備マニュアルにおいても、同様なようなものも示されておりますので、そういったことを都市建設部全体では常に考えていこうという方向には、共通認識を持つことは可能でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ各課から上がってくる声も含めて、総合的に魅力あるまちづくりにしていっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次の質問に移ります。

図書館の運営についてですけれども、先ほど盗難の状況というのをお聞きしました。最近、各地方の自治体から、そういった図書が盗まれている、盗難されて近くの例えばそういったお店で売られているとか、あとはネットで販売されてるとかというようなことをよく聞くようになりました。この盗難とあって、どれが盗難か、紛失なのかって難しいのかもしれませんが、これは増加傾向にあるのか、そうではないのかということに関してのデータはあるんでしょうか。

○中央図書館長（関田実千代君） 申しわけございませんが、それに関する資料というのはございません。

○21番（床鍋義博君） 盗難に対しては、ICタグというものが非常に有効だっていう研究があります。かつてはICタグ、1枚、数百円もしてなかなか手が届かなかったというか、30万冊ぐらいをやってしまうと結構な金額になったので大変だなというところもあったんですけど、最近は数十円とあっていう、結構安く出回ってるというか、安価なものが出ています。そういったことを、例えば仮に半分で50円と計算しても30万冊だと1,500万円、確かに年間の破損、盗難を考えると費用対効果として果たして合うのかなという気持ちもしますが、ICタグってそれだけではなくて、実際に図書の自動貸し出しであったり、あとは蔵書を検索したり、もしくは検査をしたり、そういったときにも非常に役に立つ。そういった場合に、労力がすごく割かれるので、そういったことも考えると意外と非現実的な数字ではないのかなというふうに考えますが、そういったことの研究とかされてますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） ICタグの関係でございますけども、実は先月、教育長も一緒にですが、立川市のほうの図書館に視察に行っていました。そのときには、立川市さんの図書館、ICタグやっております、非常に労力が減ったということで、予約本に関しても労力が減って、職員の労力、それから検索等についても事務的な軽減が図れたと、図れているという確認は、お話をいただいたんですね。ただ、実際、経費がかかりますので、私どもとしては今後の研究課題ということで帰ってきた状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ICタグは、最近導入する図書館がふえてきてます。ICタグ、先ほど言ったように少し安くなってきてますので、ある一定の時期というか、来たら恐らく、いずれはやるものだと思います。それが早ければいいのか、遅ければという話なんですけど、私は早いほうがいいかなというふうに思っております。そのことで減価償却というんですかね、例えば1,500万円かかった、もちろん貸し出しシステムも入れればもっともったかかるかもしれませんが、そういったことも含め検討をしていただきたいというふうに思います。

図書館に関しては、他の議員が、この後、質問するでしょうから、ちょっとこのぐらいにしておきます。

中高生が自習できるスペースなんですけれども、先ほど中央図書館の2階の通路はどうだという話、前、私

が提案したかなと思うんですけども、暗くてだめだという答えて、いきなりだめかなと思ったんですけど、暗ければスタンドで電気つけばいいんじゃないですかね。そういったことも考えないで、ああ暗いからだめだな、それだけで終わってしまったんでしょうか。

○中央図書館長（関田実千代君） 先ほど教育長の答弁にもございましたように、やはり十分な明るさが得られない。これは図書館の建設のコンセプトといたしまして、省エネに徹するということがございまして、2階は上から、天井から光をとって、なるべく照明を抑えてるようなつくりになっておりまして、その結果が、通路を歩くには十分な明るさではございますが、やはりそういう字を見るというような目的では暗いということでございます。また、じゃスタンドはどうだということではございますが、ただそういうようなつくりになっておりませんので、電源をどうやってとるかとか、そういうまた、もちろん初期投資もございます。その辺で、難しいのではないかという結論になったわけではございます。

○21番（床鍋義博君） 電灯で、例えば10個で初期投資どれぐらいかって、それほどの金額ではないというふうに思いますし、今、消費電力、省エネって言いましたけども、消費電力もLEDの照明にすればかなり安くできます。そういったことを含めて、やってみるということをしてほしいんですね。もしかしたら、やってみて誰も来なかったということもあるかもしれませんが、ではこれに関してはもう、これでちょっと納得したわけではないんですけども、いろんな方法を試してほしいな、これがあるからだめだ、だめな理由、探すの簡単なんですよ、今までやられてないわけですから。でも、考え方としては、どうしたらできるかということを考えてほしいんですよ。

実際に子供たちが、前も言いましたけれども、要はフードコートだったり、マクドナルドで勉強してるわけですよ。それを考えたら、早急にやんなきゃいけないかなという気分になりませんか。私はすごくそれを見て、僕自身が市議会議員として、すごく力不足だなと思ったところなんです。それが億かかるとかって話だったらまだしも、電灯1つですよ。電灯1つ、幾らですか。そういうものでできない理由にされると、ちょっと私はすごく残念な気持ちになります。これは引き続き検討してください。検討というか、検討して次もまた検討ですっていうことになるといけないんで、これは何らかの形で自習できるスペースができるまで、この質問を続けていこうというふうに思っておりますけれども、その次でレファレンス室の稼働と開放について先ほど御答弁がありました。16.1人、1日にですね。朝から晩までいるわけではないので、基本的に恐らく40席ぐらいあるんですかね。その中で、僕がいつも確認すると大体二、三人しかいない。まして全然いないときもある。大体そのぐらいの稼働率ですよ。それは、はっきり言って無駄なスペースを置いてあるだけなんです。使っていないわけですから、これはもう一刻も早く学習スペースにする。市民からも要望あるわけですから、そこで学習して、持ち込んだ資料で学習することに対して、何の問題があってできないんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 中高生の学習スペース、それからレファレンス室の開放、これはもう一緒かたといいますか、同じ問題かなというふうにも思っております。先ほど2階の階段上がったところということで、四、五人の座れるスペースをつくっても、結局そこにたくさんの方が来れば、またもっとふやしてほしいって要望につながっていくというふうに考えます。ですから、現状では新たに中高生のスペースをつくるのではなく、レファレンス室の中でやっていけないかと、その学習室になるものをつくっていけないかということで、そちらのほうに考え方をシフトして考えているところでございます。

そういう中で、ほかの市のほうからお話を聞きますと、試験前とか土日、あと夏休みが終わる前には非常に混雑をしているということをお聞きします。そういうことで、もっと席をふやしてくれという要望にすぐつながっ

ていくんだそうですが、ある市では時間制、時間枠をつくって、2時間、3時間とつくってやっております。それぞれ来る方、時間が違いますので、今、東大和の中央図書館は、個人で座る席は23席、大きい机が6人座れるんですね。両方で29人です。その29人を時間で、2時間でやるとか、3時間でやるとか、そういうことができるのかどうかというも話をしてるんですね。ただ、この学習に来る方以外に、レファレンス本来の使い方である方がいらっしゃいますので、そこのところですね、そういう方まで時間制にしているのかどうかというのは、まだ議論が済んでおりません。あと資格要件ですね、利用要件、市内在住、在勤、在学というのがありますけども、東大和はほかのまちと、東村山と、あと武蔵村山と相互利用してますので、そういうところからも利用を可能にするのかとか、考えることはまだございまして結論には至っておりません。ですので、引き続き研究をしていると、そういう状況でございます。

以上です。

○21番（床鍋義博君） 今、各市の状況を聞いて、ふやしてくれというような要望があるということは、やっぱり需要はあるんですよ。一刻も早く、これやるべきだと思いますので、これも引き続きお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

26年度東大和市の教育についてですけど、これ全体を通して言おうかなというふうに思ってます。この中に、たくさんいろいろいいことが書かれています。「市民の教育に関する関心を高め、義務教育9年間について共に考える「教育の日やまと」や市民・保護者参加のシンポジウム等を活用し、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。」とあります。この教育の日やまとですが、先日、ハミングホールで行われて、私も行ってきましても、市内の小中学校、全ての取り組みが見られるということですのでごく期待して行きましたけれども、ちょっと残念だったなというふうに思いました。

残念だったなという大きな原因は、私、前のほうの席にいました。私の前方には、全て学校の先生がいる、4列くらいかな、全部学校の先生でした。そこで各校の発表を見てましたが、前方にいる先生のおよそ半数は寝てました。後ろからでも確認できるくらい寝てましたので、もしかしたら前のほうに向いてくと、ほとんど寝てたんじゃないかなというふうに思います。1年に1度、地域の方や保護者の皆さんに対して各校の取り組みを発表する場で、このような状況であったということは把握されてますでしょうか。もちろん把握されてると思うんですけども、教育長にその場で言ったので把握されてると思いますけれども、こういうような対応というかで、よろしいんですか。各校の取り組みに関してはなかなか、スライドに関してはすごくよい取り組みもあって、なるほどなというふうに思ったんですけども、現場の先生の状況がこういう状況では、内容が果たして本当なのって、空虚にしか考えられないというふうに思いました。それに関して、どのように考えられているのか、御見解を伺います。

○教育長（真如昌美君） いろいろいい評価と、それから課題について、御指摘ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、お休みになってると思われる姿が見られました。ですから、先ほど部長のほうから議員さんにお答えをしてみましたけれども、こちらで発表する場合の内容だとか、あるいは方法だとか、さまざま工夫をして、参加される方、あるいは市民の方々に興味、関心を持って見てもらえる、あるいは聞いてもらえるような取り組みを、今後さらに工夫していく必要があるなということを痛切に感じました。今後、また来年に向けて内容等をさらに工夫をして、御指摘のような光景が見られないように、こちらでも努力をしてみたいと思います。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) 市民の方に興味を持ってもらう内容もそうですけども、できれば先生たちが寝ないような、興味を持つような発表にしてほしいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

こういったことって、教育長だったり教育委員会、指導室もありますし、学校教育が考えてることが、現場の先生に伝わってなくて、やらされてる感がひしひしと伝わってくるんですよ、特に若い先生たちの中で。若い先生たちは、ほとんど全滅みたいな感じでしたよ。そういうような感じだと、やっぱり伝わってこないし、結局、子供を預けてる親としても不安になっちゃいます。逆にそこに行ったがために、「ええ、あそこであんなふうな先生、自分たちの発表なのに寝てるの」って、学校で、じゃ自分の教えてるときに生徒が寝てると、その先生、怒れるのかなと、叱れるのかなと。寝ててもほっとくしかないんじゃないかなって思うんですよ。そういったことって、こっちのほうのやってほしいということと、現場のところの乖離があるんじゃないかな、そういったことを感じたんです。そういったことは、どういうふうに捉えておりますでしょうか。

○教育長(真如昌美君) 先ほど申し上げましたけども、内容については今後また工夫、検討していく必要があると思うんですけども、これまで具体的な数値を示して、どこがどういうふうに変ったかとか、あるいはこういう点を改善したら本校ではこういうふうな成果が得られましたという、そういうような説明が若干足りなかったなというふうに思っております。

昨年、一昨年でしたか、やはり会場は会議棟だったんですけども、こちらで東大和の教育について具体的な説明をしたつもりでございました。しかし、会場の中の一般市民の方から、それじゃわからないんだというような厳しいお叱りをいただきました。それを受けまして、私たちもできるだけ校長先生方と相談しながら、具体的な教育の成果だとか、あるいは課題について説明しようというふうに思いながらやったんですけども、まだまだその辺は学校の参加する職員にもびたりとニーズが合わなかったり、あるいは具体的にもう少し説明がほしかったというような、後にとったアンケートの中にも記されておりましたので、今後厳しくその辺のところ、きちんとこちらでも精査をしまして、学校にはまた具体的な指示を出しながら、期待に沿った教育の日やまとを展開できるようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) ぜひその点に関しては指導のほう、よろしく願いをいたします。

発表に関して、もう一つ気になったことが、東京都の平均正答率との比較がなされてて、先ほどの他の議員の答弁でも、九小だけが正答率が上がってるけれども、そのほかは押しなべて低かったと。全体で平均すると東京都の平均よりは低い。それに関して伸び率とかというグラフもありましたけども、伸びてるものと減ってるものというのもあるって、そういった取り組みが、それがあったから伸びたんだよ、これだからだめだったんだよというような、前のときからの経年ですね、経年での比較、そういったものが全然なされてなかった。私たちはこれをやっています、やっています、毎日やっていますだけ。それに対しての結果というのが、数字で出るわけですから、そういった数字のところ議論をなされないと、いつまでたっても同じようなことが繰り返されるというふうに思うので、ぜひその点も御指導を願いたいなというふうに思います。

済みません、ちょっと時間があれなんで、次の質問に移らせていただきますけども、先ほど文化財の盗難、破損について状況報告がありました。これも他の自治体とか、ニュースとかで、田舎と言ったら失礼だな、地方で山奥の仏像が、セキュリティーが甘いところが盗まれて換金されてるといった、集団的な、多分組織的な窃盗だと思うんですけども、そういったことを見聞きすることがあります。

東大和に関しても、非常に東京ですので、そう不審者というんですかね、地方よりはわかりにくいなというふうに思うんですよ。地方は意外とわかりやすいのかな。部外者というか、住んでない人が来たりすると、あれ誰だというふうになるかもしれないんですけども、なかなか東大和は、一応東京ですので、そういったことがわかりにくい、誰が来てもわかりにくいな、盗難するかどうかというのをちょっと見ただけでわからないよなという感じもあると思うんで、そういったことに関して防止していく方法というんですかね、そういったことが必要だと思うんですね。それで、各市が所有してるもの、もちろん郷土資料館にあるものはちゃんとセキュリティがかかっていると思いますけれども、通常の寺社仏閣であるとか、そういったところではなかなかセキュリティがしっかりしてないようなところもあるかもしれないんですけども、そういったところの状況というものは把握されてますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今お話のありました東大和市の文化財に関してでございますが、東大和市の教育に載ってる一覧につきましては、所在等については私どもの博物館のほうで全て把握をしていると、そういう状況でございます。

以上です。

○2 1番（床鍋義博君） 今後セキュリティがついてないようなところで、貴重なそういった文化財というのは、東大和市の中で将来的に観光的な財産となる可能性が非常に高いものですから、ぜひ情報収集をして、近隣でそういう盗難があった場合にはあらかじめ知らせてあげるとか、そういった情報収集をするだけでもセキュリティになるのかな。機械を入れてしまうのがいいのかもしれないですけども、それにはやはり予算的な措置が必要でありますので、まずそういった情報を流してあげると、そういったことをしっかりとさせていただけたらなというふうに思います。

次の質問に移ります。

産業振興政策についてですけれども、市はさまざまな団体に補助金を交付してますけれども、今回、産業振興課に関する質問ですので、商工業、農業に関する補助金についてお聞きしますけれども、どのような事業について補助金を出して、それがどのように使われているかということ、それがどれぐらい効果が上がっているのかということ、どの程度、市は把握しているのでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 補助金についてでございますが、商工業、農業では共通のものとして東大和市産業まつり実行委員会へ助成をしております。商工業に対する補助といたしましては、商店街及び商工会が実施したイベントに対しての補助、市民に対する住宅や店舗のリフォーム工事の補助、商工会の運営事業に関する補助などがございます。また、農業への補助といたしましては、認定農業者に対する補助、農業用ビニールハウス建設に関する補助、農業団体等の育成及び経営の確保に関する補助等を実施しております。

効果のあった改善が見られた事業等でございますが、住宅リフォームの事業でございます。こちらは昨年より金額がふえまして、工事件数が大幅にアップしてるということで、市内の建築事業者の受注のアップになったことと思われま。

以上でございます。

○2 1番（床鍋義博君） 住宅に関する市の業者を使った着工で金額が伸びてるというのは、まあ数値的には伸びてるなというのわかるんですけども、そのほかの商工業、農業でもいいんですけども、この補助金を使って、この施策を行ったから、これだけの数値が上がったというような情報というのは把握されてないのでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 農・商工の補助金の関係でございますけれども、交付については、先ほど御説明いたしましたけれども、その事業内の検証ということになりますと、長くいたしましては、補助金については例年、農業団体でありますとか商工会から要望が上がります。しかしながら、その全てを補助することは不可能でございますので、事業内容を検証し、補助を出しているというところでございます。そして、その事業が終了した時点におきましては、その実績報告に基づきまして、適正な査定を行うというようなローテーションを組んでるということでございますけれども、御指摘のような一つ一つの費用対効果ということになりますと、十分な検証ができてないというのが実情でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 市が行う政策に関しては、なかなか数値ではかることが難しい問題というのは結構あると思うんですけども、殊、経済的な産業振興に関しては、ある程度やはり商売ですので、数値であらわせる部分って多いと思うんですよ。そういったことを、やはり今後、補助金を出す際に検証していくときに、本当に役に立つ、毎年毎年この政策に出してるから、次の年も同じことをやるんだというものでは、産業振興ってしていかないというふうに思うんですね。世の中、どんどんどんどん変わっていくわけですから。これをやったからだめ、もちろん試行錯誤もあると思いますよ。これをやったからだめだったなと思って、また次も去年と同じですからといったら、まただめに決まってるんで、そうであるんだつらば少しもっと詳細なデータをもって、こういうデータがないと、市としても補助金として出せませんよというようなことを、商工会なりそういった農業団体なりに伝えていく必要があると思うんですけど、いかがでしょう。

○市民部長（関田守男君） 床鍋議員のおっしゃることはよく理解できます。項目は多岐にわたりますので、内容について個別に精査しながら、そういった対応も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 一つ、ちょっと具体例を挙げると、この間、先ほども申しましたけれども、市民企画の街づくり懇談会の中で、富士見通りの照明、街路灯のLED化ですね、それに関して興味深い話がありましたので御紹介したいなというふうに思います。

街路灯、全てLED化をして電力が半分になったと。しかしながら、補助金というのがあって、これは東京都の補助金を使ったらいいです。東京都の補助金を使うには、膨大な資料をつくって申請しないとだめだったんですけども、一生懸命やったそうなんです。そのおかげで補助金が出て、電力料が半分になったんですけども、聞くことによると市の補助金って、街路灯の電力の半分というふうにお聞きしてるんですけど、これは間違いないでしょうか。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 商工会に通じまして、電力補助を行っております。現在、5分の3でございます。補助しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうするとね、電力が半分になったら、その5分の3だと、結局、一生懸命頑張っ、たくさんの書類をそろえて申請したにもかかわらず絶対額が減ってしまうじゃないですか。そういうことをしないで、今の絶対額を維持していくという方向で話すことはできませんか。そうすることによって、実はこの事例がほかの商店街に波及することによって、東京都の補助を使ってLED化にしてすごく明るくなって、なおかつ電力料も減るというのでは誰も損しないと思うんですよ。そういったことを考えてはいかがでしょう。

○市民部長（関田守男君） 商店街の街路灯ということでございますけれども、主に電力、電気料についての補助という認識、持ってございますけれども、そのほかに維持管理という視点での補助とございますか、内容も可能であるというふうに認識しておりますので、全体的に見たらそのLED化というのはまだ進んでございませんので、そうした自治会、商店街もあるというふうに考えてございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、東京都が補助金、出してる間にやっちゃったほうがいいと思うんですよ。インセンティブになると思うので、ぜひ金額はそのまま維持して、電力料の補助をしてあげてほしいなというふうに要望して、申しわけございません、5番のふるさと納税については、後で他の議員がやるようなんでちょっと割愛させていただいて、中小企業大学の活用については、また次回にさせていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時32分 休憩

午後 3時43分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） 先ほどの発言に対して、一部訂正がございます。

○産業振興課長（乙幡正喜君） 先ほど床鍋議員の質問の中で、私が商工会に対する電気代の補助料ということで補助率を申し上げました。「5分の3」という数字が、「8分の5」が正解でございましたので、申しわけございません、訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

◇ 中野志乃夫君

○議長（尾崎信夫君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、コミュニティバスについて。

1番として、シルバーパスを適用しない理由は何であるのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、高齢者に配慮した料金を設定できないのかということでもあります。

これに関しては、障害者の人たちへの割引はあるんですけども、高齢者に対しては考えてないような内容になっておりますけれども、この点はどうなのでしょう。

次に、2番目に市民文化の発展と観光のまちづくりについてということでもあります。これに関しては、歴史的な観点から質問させていただきます。

東大和市としては、新しく尾崎市長になって以降、観光に力を入れて、うまべえとか、そうしたことでいろいろ成功はしてきている大変喜ばしい状況ですけれども、改めて東大和市の魅力は何なのか、そうしたことについても歴史的観点から見て、いろいろな方策を考えるべきではないかと思っております。

その点で、まず1番として市民美術園開園のスケジュールはどのようなのかということに関して、わかってる範囲でのスケジュールを教えてくださいたいと思います。

次に、郷土史研究のさらなる充実に向けてということで、里正日誌の完成と市内古文書発掘のPRをという内容です。

御存じのように、里正日誌としては、東大和市にとっては大変貴重な文化財でありますけれども、現状でいえば全ての内容が公開されてる状態ではありません。本にされてる状態ではありませんけれども、これをいつごろまでに完成させていくのか。また、あわせて里正日誌等、ほかの市内にまだまだいろいろな古文書類が埋もれてるんじゃないかと思うんですけども、そうした点について、ぜひいろいろな形でそういったものを博物館なりに寄せていただくなり、そういった研究を進めるようなPRをしていただけないかということでありませう。

3番目、友好都市・喜多方市と明治時代の自由民権運動の共同研究をということであります。

これに関しては、いろんな経過があつて、山都町との交流から、さらに山都町が喜多方市との合併をするという形から、今、喜多方市との交流が始まっております。実は山都町自身も、歴史的に見ると自由民権運動が大変盛んであつて、いろいろな市民グループが歴史の発掘を行つてると、そういう経過があります。また、喜多方市自身が、これも、私もちょっと最初は気づきませんでしたけれども、自由民権運動の時代で、その後、激化事件というのがいろいろ発生した中で、最初に福島事件というのが教科書にも出てるんですけども、その内容が、まあ私もちょっとうっかりしてましたけど、喜多方市であつたということでありまして、それと東大和市の自由民権運動、いろんな点で実は共通したことが多くあるというのに気づきました。

とりわけ自由民権運動の東大和市に関していえば、五日市憲法をつくった千葉卓三郎が、奈良橋に、そんな長期間じゃありませんけどもいて、最新の研究では、ほぼ間違いなく五日市憲法自身を書き上げたのは奈良橋じゃないかという研究者の報告があります。つまり、五日市憲法そのものが、東大和市にも相当密接な関係があるということを考えますと、いろんな点で、やはりこの点は大変市としてもPRできる内容でもありますし、ただ残念ながらまだまだ研究が十分ではないし、また市民的にはそのことが余り知られてない大変残念な状況にあります。そうした観点から、こうした問題の研究を行っていただけないかということでもあります。

4番目に、戦災建造物の価値と意義を広めるためにも国内外での調査研究活動の実施をということであります。

もうこれに関しても、戦災建造物が、本当にありがたいことに市の保存文化財という形で指定されるまで、いろいろ紆余曲折ありましたけれども、今は本当に平和のシンボルとしてさまざまな活用のされ方もしている状況であります。ただ、残念なことに、これに関してもいろいろな調査研究がまだまだ進んでないように思っています。とりわけこの戦災建造物を保存するに当たって、当初、市民の運動もありましたし、さまざまにいろいろ国内外の事例なども調べた折、数少ないということはわかってますし、非常にわかりやすいのは広島原爆ドームがあつて、じゃそれ以外にそういったものがあるのかといったときに、まあとりたててそういったものが見当たらないと。まさに市長のお父さんの時代ですけれども、まあ尾崎清太郎さん自身が、西の原爆ドームで、東は変電所だということも言っていて、実際に保存に取りかかってくれた経過もありますし、そうであるならばもっと東大和市の平和のシンボルはもちろんですけども、全国的にもこういった貴重なものは、やはり平和のシンボルとしてPRしていいんじゃないかと思ひますし、そのための調査、研究が必要ではないかという観点で質問をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、コミュニティバスへのシルバーパスの適用についてであります。既存のバス路線では対応し切れなかった公共交通空白地域の解消を主な目的として、コミュニティバス事業に取り組んでおります。バスの運行は、道路運送法の規定に基づく許可を受けた事業者へ委託しているものであります。シルバーパスは、東京都シルバーパス条例に基づく制度であります。地方公共団体の委託を受けて乗り合い旅客を運送するコミュニティバスの運行系統は、シルバーパスの適用区間から除外されております。このためちよこバスにつきましては、シルバーパスの適用は困難であります。

次に、高齢者に配慮した料金設定であります。今回、ちよこバスの運賃を民間路線バスの初乗り運賃であります180円に改定いたしました。この改定は事業の収支を改善し、持続可能な公共交通とすることを目標の一つとしているものであります。今後の超高齢化社会において、公共交通網は重要な社会基盤と捉えております。その充実を図っていくためには、利用者に応分の御負担をいただくことも事業維持のためには大切なことと考えております。シルバーパス制度の拡充につきましては、今後も東京都に対しまして要望してまいりたいと考えております。

次に、（仮称）東大和郷土美術園の開園スケジュールについてであります。平成23年度と24年度の2カ年で関連用地も含めまして用地を取得いたしました。また平成25年度には、約1,600点の作品をデータベース化いたしました。当市が所有する作品が少ないなどの理由から、本格的な開園までには時間がかかると認識しております。当面は毎年続けています年2回の特別講演や、郷土博物館の常設展示室に設置いたしました吉岡堅二コーナーの充実を努めてまいりたいと考えております。

次に、里正日誌の完成と市内古文書発掘のPRについてであります。里正日誌につきましては平成7年度に第7巻を刊行してから作業が中断しておりましたが、平成25年度に18年ぶりに第8巻を刊行いたしました。今後は毎年1巻を読み下し、製本作業を進め、平成34年度を目途に全13巻を刊行する予定であります。また、市内の古文書につきましては、昭和56年と62年に古文書目録として整理をしたところあります。現在は、その後郷土博物館に寄贈された古文書を中心に、内容の精査を外部の専門家をお願いしているところであります。

次に、友好都市である喜多方市との明治時代の自由民権運動の共同研究についてであります。当市における自由民権運動につきましては、三多摩地域の中でも最も早い時期に活動が始まっていたと聞いております。一方、友好都市の喜多方市では、自由民権運動の中で福島事件と言われる事件も起こっており、旧山都町では郷土史研究会のグループが現在も研究を続けていると伺っております。過去には、当市でも郷土史グループなどが市内の自由民権運動を研究しておりましたが、その後、新たなグループによる研究は行われていないと認識しております。そのため喜多方市との共同研究につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

次に、戦災建造物の調査研究活動の実施についてであります。旧日立航空機株式会社変電所につきましては、戦争の悲惨さ、平和のとうとさを後世に伝える貴重な戦災建造物であると認識しております。平成24年9月には、南米のチリ共和国の駐日大使が変電所の視察に訪れるなど、海外の方からも関心を持たれております。現状では戦災建造物の調査研究は行っておりませんが、より多くの方々に存在価値や意義を広めていけるよう

努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○22番(中野志乃夫君) ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、コミュニティバスに関してですが、シルバーパスに関しては東京都の条例に基づいて、当市のようなコミュニティバスは適用外であるからできないと。ただ、それに関しては要望していくということでありましたけれども、これはシルバーパスをと書いたのは、高齢者に何とか配慮すべきだと思ってシルバーパスとしたわけなんですけれども、東京都の条例上、無理であるならば、あえてそこに頼らず、独自に市のほうの判断でやれないものなのかどうか、その点はどうなんでしょう。

○都市計画課長(神山 尚君) シルバーパスの関係でございますけれど、シルバーパス適用されますと、バス協会を経由しまして補助金が市のほうなり、バス事業者のほうなりに入ってきます。単独でやるということになりますと、その補助が見込めないといったような状況もあります。今回のちょこバスの改定につきましては、持続可能な公共交通を目指すということで、応分の負担を求めていくといった趣旨もございますので、今議員のおっしゃったような市単独で導入するということは、なかなか難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 持続可能なということでもありますけれども、やはり私としてはね、実際そういう要望も来てるものですから、どうなかなと思ってるんですけども、まず実際に高齢者に配慮したような、例えば障害者も半額ですから、高齢者も一定の年齢の方は半額とかね、そういう形を市独自で、つまりシルバーパスを発行するというんじゃなくて、単純に市独自でそういった形の運用をつくるというのは、やはり大変なんでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) まずはコミュニティバス、ちょこバスにつきましては、先ほど市長からの答弁にもございましたように、公共交通空白地域を補完する、路線バスでは走れないところを走るということで、公共交通の観点から、何しろきちんとしたものをつくりたい、つくり上げたいという気持ちがございます。それで、地域公共交通会議等でも、その運賃、料金設定とか運賃の設定の中での議論もございますが、この地域公共交通会議の中で協議が調べば、そういったことは可能にはなります。ただ、そこには市の財政負担が生じてきます。ですけれども、まずは公共交通としてきちんと基盤を築く、他のそのような福祉的な目的を持たせるということであれば、別の施策等を考えていく必要があるというふうに考えております。公共交通がいろんなところで赤字であっても運行が可能だという中には、いろんなことに施策を盛り込んですごく欲張った運行をすると、やはりそれが全体の運行に影響してしまう、ひいてはほかの例でもございますけれども、どんどん縮小していくというような結果になってしまうという事例が多々あるものですから、まずは基本的な公共交通としての路線として、きちんとひとり立ちできるぐらいの体力をつけたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) まず、ちょこバスに関しては、公共交通の観点からというのはよくわかります。それは、それで正しい方法だと思んですけども、ただその場合、例えばこれはもともとコミュニティバス関係でいうと、これはちょっと私も以前の調べた経過でいうとね、実際にうまく黒字というかな、回ってるのは武

蔵野市の例ぐらいしかなかったと思ってるんですね。その後、そういう例があるのかどうか、私もちょっと不勉強でわかりませんが、つまりどのぐらいね、つまり赤字を出さないぐらいに持っていくのが、そういう基本的な公共交通の観点から目指してる範囲なのかね、ちょっとその辺はどのレベルのことを目指して、公共交通としての基盤をつくりたいというのは、その辺はどうなんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 現在のところ、例えば収支率がどのくらいであればいいのかというようなところの目標というのは、はっきりは定めてございません。ただ、市が運行するこういったバス事業について、余り低い収支率では、やはり限られた方の利用だけになってしまったときに、それに対する多くの市民の方たちの理解といったものは得づらくなってしまいうことが考えられます。そんなことを考えますと、現在少しルートを広げて、利便性が悪いといったような中での収支率が30%を割ってるような状況でございますので、その改善のために今回設定したルート等を見ますと、4割ぐらいにはいくんではないかというようなことが推測、推計されておりますけれども、担当課としましては、できれば5割ぐらいに持っていければ、いろんな方の御意見があっても事業を継続していける、また新たな施策をそこに追加するようなことも、検討が可能になるのではないかなというふうに考えてるところでございます。なかなかその何割が適切かというところが非常に難しいんですけれども、目標として置けないところでございますが、そのような勝手な考えを持ってるといったようなところでございます。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 目標はね、本当私はそれは大事だと思うんですよ。もともとこの手のコミュニティバスが、きちっと黒字ベースでいくというのはほとんど聞いたこともありませんし、結局は皆さん、持ち出ししてね、ただ言われてるように交通不便地域の解消であったり、あともともと福祉目的でやってるところもあるんじゃないかと思うんですけども、そういった内容で始めてますから、当然赤字はだめだ、もう一切認めないというわけでは、全然私もそう思ってません。ただ、やはり一定の目標をちゃんと据えた上でやっていただかないと、何かずるずると中途半端な形になっちゃうし、先ほどの答弁の中でもう一つね、福祉目的は別の視点から考えたいということであれば、それはやっぱりあれですか、小平市さんでやってるような、ほかのワゴン車を回すようなね、そっちのほうの発想になるのか、その辺の検討というのはされてるんでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま小平市の例のお尋ねがございましたけれども、小平市で行ってますコミュニティタクシーにつきましては、コミュニティバスを補完するような形になっておりまして、決して福祉目的的なものではありません。利用料金も、コミュニティバスの設定よりも高い金額になるというふうなことがございます。また、コミュニティタクシーにつきましては、地域の方や商店街の方とか運行する事業者等が協議会をつくり、将来にわたり維持できるようなルートを、みんなの協議会の中で検討しながら、何回か実証運行しながら、ルートを変えながらいろいろと検討をして走らしてるというようなこともございます。

当市も、コミュニティバスを運行した後でも、なおかつまだ公共交通の空白地域が生じるようなところについては、そういったようなことを考えてはいかがかという提案を、ここでさせていただいておりますけれども、そこにつきましてもやはり持続可能なものにしていくためには、やはり地域の機運の高まり、みんなが支えていこう、育てていこうとする考え方がないと非常に難しい。行政が全てそこに財政を投入して、そういうものを動かすといったことは困難でございますので、そういったことをこれから地域の方たちに理解していただくために、懇談会等なんかも考えていきたいというふうに考えてるところでございます。ですから、福祉的なことをもし考えるとすれば、例えば何かのパスを使うことによって割引が受けられるか、受けられる

というようなことは、他の自治体で先進的にやっているとところもございますので、それは今後検討していく価値はあるかなというふうに感じてるところでございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

そうすると、今、私も聞こうと思ってたんですけども、他市のコミュニティバスで、高齢者の割引を実施してる例というのは、じゃ幾つかあるはあるんでしょう。ちょっとその実例がわかれば、教えていただければと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 他市のコミュニティバスの高齢者の割引の制度でございますけど、まず西東京市のほうでは敬老回数券というのがございます。これにつきましては、対象が75歳以上の市民ということで、150円券、10枚つづりで1,500円分になりますが、これを1,000円で販売ということで、500円分のプレミアがつくといったようなものであります。西東京市の場合は、一般の回数券を廃止しておりますので、そのときに同時にこれを入れてるといような、その代替の意味を込めて入れてるといような部分もございます。

それ以外に、狛江市と稲城市なんですけど、こちらのほうはバスの事業者が小田急バスになっております。小田急バスの制度としてナイスパスというのがございまして、対象は65歳以上ということになります。このナイスパスは、1月分が1,500円、2月分が3,000円、6月分が8,000円という金額で販売いたしまして、1乗車するときは、1乗車につきまして現金100円で乗れるという形です。これはコミュニティバスに限らず、小田急バス全線で使えるということで、その一部として狛江市と稲城市が小田急バスさんに運行委託してるとい関係で、コミュニティバスでも使えるといったような制度であります。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） わかりました。

今の小田急バスさんのほうは、小田急バスさん自身がそういう制度でうまく利用してやられてるので、そういうのを活用してることありますし、まあ西東京市さんの場合でも、敬老回数券ということでのお話でした。そうすると、どうなんでしょうか。これは先ほどの話ですと、まずはそういう高齢者割引云々じゃなくて、公共交通としての立場から基盤を整備してということでの、まずそれをうまく運行できるようにしてからということですから、当然ながらそうなる、一応具体的な、具体的ってきめ細かなじゃなくてもいいんですけども、大体のめどとして、まず先ほどの50%を目指してるといことなんですけども、それは大体何年度ぐらいで想定してとか、あとさらにその後、さらにそういう高齢者みたいなことも検討することが可能なのか。いずれにしても、そのためにも、先ほどもお話あったように相当PRしないと、市民が乗ってくれなくちゃ意味ないわけですよ。今回いろいろ努力をしてね、ようやく駅にも近づけてくれたから、私はふえるんだろうと思うんですけども、ただやはり私のところにたまたまいろいろなお話があったり寄せられてる意見からすると、ちょっとその辺の努力が見えないという声があるんですね。もっとPRするならPRしてほしいと、使ってほしいということをやっぱりいろいろ努力すべきじゃないか、そういう声も聞かれます。ですから、その辺は、やはり市民へのPRも含めて、こうなって、ぜひ使ってくださいということも含めて、ちょっと計画的には大体何年ぐらいのスパンで、どういうふうを考えてるかをちょっと教えていただきたいと思います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほど本当に個人的な勝手な考えで50%という数字を申し上げまして、それがちょっとそのまんま、こちら市の統一した考えのようになっていってしまうと困りますので、私の考えというふうにさせていただきます。申しわけございません。

と申しますのは、地域公共交通会議の中では、推計した中で40%ぐらいはいくんではないかというふうに見たものでございます。また、先ほど市長の答弁にもございましたように、今後の高齢社会において、この公共交通といったものは重要な大事な社会基盤というふうに捉えておりますので、そういう考え方をすれば、例えば道路を整備し、それを維持管理していくといったような、インフラと同じように捉えていく必要もあるというふうに考えますので、そこにどれだけの財政を投入していくかといったものを、なかなかどのくらいのパーセントがいいだろうというところまで、まだ考えをまとめるまでに至っておりません。ということで、ちょっとその数字については御勘弁いただきたいところでございますが、利用促進を図る意味では、やはり今まで以上のPRを努めていきたいというふうに考えているところでもございますし、そういったことを含めまして、今回はバス停の名称の変更等もしております。そういったことで、少しずつそのバス停が多摩湖の堤防に近いとか、郷土博物館に近い、美術園に近いといったようなことが、バス停名でもわかるようなことをやっておりますし、またバスのラッピング等も少し楽しいものにしていくというようなことを今後考えていき、多くの方に利用していただけるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） その50%云々はわかりましたけども、それは部長さんのほうのそういう多少目標値であるし、別に私はそれでね、内部的にそれを固めていただければ、それはそれで私はいいと思ってますし、それなりの努力をしないとね、なかなか本当に、本当に40%を超えるのかだってわかんないと思うんですよ。ぜひ、それは努力していただきたい。

あわせて、私も高齢者の割引云々というのは、当然ながら年齢が一定いって人だから必ず割引というよりは、やはり低所得とか、なかなかやっぱり本当だったら余裕がなく、車も持ってない、本当に移動するのに不便だという人を対象に考えるべきだとは思って、そういう質問をしたわけでありまして、やはりそういった配慮もどこかで、一概に何でも全て高齢者だからというんじゃなくて、本当に困った人の場合には何か援助があってもいいんじゃないかと、そういうふうに思ってます。ですから、それは単純に市のほうの別の施策でも考えられることではないかなと思いますので、基本的には担当のほうではね、基本的に公共交通の観点でまずきちんとした内部的な固めをしてほしいのと、あわせてこれは他の部署でもそういったことが可能であれば、福祉目的での援助なりも検討していただきたいなと思います。

これは一応、まず要望にとどめておきます。

次に、市民文化の発展と観光のまちづくりについてです。

まず、市民美術園、吉岡堅二画伯の美術園の構想に関しての話ですけれども、これに関しては今のところ内部的な、ソフト面中心のデータベース系をやって、いろいろまた吉岡さんの絵も集めてるという話ですけれども、これはやはりまずそっちがどうしても優先はよくわかりますけども、ハード面のほうでは、実際建物をつくってどうする云々というのは、これは具体的な数値というのはまだ出てない、これから検討する段階なんじゃないでしょうか。

○社会教育課長（村上敏彰君） （仮称）東大和郷土美術園につきましては、平成6年に提言が出されてございます。ですので、まずこの提言を職員の内部で検討いたしまして、まあ当時の提言ですから、かなり大がかりな収蔵庫を設けたりとか、湿度管理をきっちりやるとか、そういう形もございますので、まずそういったものの平成6年の提言の内容を職員の中で精査をいたしまして、問題点や課題の洗い出しを行いたいと考えてございます。ですので、まだ具体的にいついつ整備という形には至ってないのが現状でございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 平成6年の提言ですと、まあかなりたってるんですね。単純に言うとな、平成6年ですから。そこでの基本的な当時の市民としての美術館が欲しい、そういったものが必要だという発想からつくられた提言だったと思うんですけども、そこからさらに踏み込んでというと、確かにまずそれよりも肝心の所蔵品をいっぱい集めなくちゃ話になんないし、そっちのほうに手間取ってるとか、お金もかかるということもよくわかりますけども、これは具体的にめどというのはついてる、大体いつごろまでに内部検討を済ませて、逆に言うとまだそこまでプランを立てるには、美術園としていろいろ運営して、開園していくにはまだ超えなくちゃいけないハードルが幾つかあって、それをクリアしなくちゃいけないという段階でね、まだそこまでプランも出せない状況なのか、それとももう少しね、大体その辺めどがついてるのか、その辺はどうでしょう。

○社会教育部長(小俣 学君) 美術園の開園に向けてのスケジュール感ということでございますけども、今課長からもお話ありましたが、その平成6年の提言の中では、ハード面、これは母屋の改造や、ソフト面ではその作品の収集、保管、それから専従職員の確保などもあります。現状では、今年度の中で課題の整理、洗い出しをして、計画をつくりながら開園に向けたスケジュールをつくっていきたいというふうに考えてございます。ですので、現状ではいつ開園というふうなめどは立ってございません。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) いろいろ当然予算もかかることでもありますし、すぐにはつukらないこともよくわかります。ただ、一方で博物館を利用して、そうしたコーナーをね、吉岡堅二さんのコーナーをつくってるのも知ってますし、いろいろPRしてよく展示をね、博物館を通してやってるのもよくわかってるんです。ですから、その辺でね、せつかくそういったことも動いてるわけですから、もう少しいつごろ大体こういうめどがつくというのがわかればありがたいと思ってます。ですから、逆に言うと、今実際あそこの土地、建物というのが、買収がまだ済んでないとか、いろいろその辺の課題としてどの辺があるのか、その辺ちょっと幾つかある課題ですね、教えていただきたいと思うんですけども。

○社会教育課長(村上敏彰君) 郷土美術園の開園に向けての課題ということでございますが、あそこの吉岡堅二画伯の御自宅と土地につきましては、もう既に市の所有になってございます。ですが、いわゆる吉岡堅二画伯の作品と言われるものが、吉岡家と市を含めまして合計で38点しかございません。このうち、市に寄贈いただいているものが、本年度分も含めまして17点でございます。残りの21点のうち、まだ額装されてない作品が10点ほどございますので、今後、まず所有者である御子息の同意が前提となりますが、そういった作品を寄贈いただく中で額装をし、整備を図っていく、本画の収集ですね、それが1点でございます。まず、それが大きな課題でございます。

また、吉岡画伯の昨年実態調査をしましたときに、吉岡堅二画伯のお父様も、華堂さんとおっしゃるんですが、その方も日本画の画家さんでいらっしゃいました。先ほど市長の答弁で、1,600点ほどの絵画があったと申し上げましたが、そのうちの940点ほどが吉岡堅二画伯の作品で、残りの632点は吉岡華堂画伯の作品でございます。ですので、こちらをデータベース化したんでございますが、まだ吉岡家には、吉岡さんが今トルコ展をやっておりますが、トルコを3回ほど訪れておりますが、そういったところでお集めになったお皿とか陶磁器、あるいは趣味で撮られた写真類が、膨大な資料がございます。ですので、こうした資料のまず整理をして、あるいはアトリエ、アトリエの内部につきましてもどういうものがあるかという詳細な調査をしてございませ

るので、そうしたものを整備しませんと、あそこの場所に美術園を開園というのはなかなか難しいと思っておりますので、まずはそうしたソフトの整備ですか、こうしたものに重点を置いてやっていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) わかりました。ちょっとまだそういう段階であるということでは了解いたしました。

そしたら、次に里正日誌のほうに移りますけども、里正日誌に関しても、せっかく貴重な市の文化財として大変誇れるものであります。以前も私も議会でちょっと述べましたけども、私自身も驚いたんですけど、その安政の地震のときの描写が大変すぐれていて、それが所沢市の市史に載ってるんですね。近隣で、こういう歴史的な文書があってということで、実際、里正日誌が紹介されてる。ただ、残念ながら、その内容に関して、刊行された文書の中には載ってますけども、逆にそういったPRが足りないもんだから、里正日誌といってもなかなかはじめないといえますかね、幕末のころにこんなことがあった、いろんなことがあった、内容を見ると本当におもしろくて、近所でいろいろやくざの争いがあったとか、小平のどこでどうなったとか、そういうことまで出てるんですけども、それをもって市民向けにわかりやすくPRできるんじゃないか。

つまり、今現在は確かに全て刊行できてないし、毎年、たしか1巻ずつでも刊行できるように努力したいということはわかりますけども、あわせてせっかくそういった内容で、これは次の質問にもかかわりますけども、里正日誌というのはそれだけ貴重で、またおもしろいいろんなものが載ってるということを紹介するような、そういうリーフレットといえますかね、そういったパンフもつくっていくなりして、市民にもっと知ってもらおう。さらに、できればああいう本を買う人って専門家ぐらいしかいませんけども、できればそういった本も、やっぱり市民に販売して買ってもらうような努力をしてもいいんじゃないかと思ってるんですけども、そうした点でのPRなどは検討されてるんでしょうか。

○社会教育課長(村上敏彰君) 里正日誌のPRという点でございますが、昨年度、刊行いたしました際には、5月15日号の市報で、里正日誌ができましたと、郷土の貴重な資料の里正日誌ができましたという御案内は、市民の方々にさせていただきました。あとは近隣の市、あるいは研究機関にも、里正日誌を送付させていただいて、そちらの研究にお役立ていただくということで、あとは毎年、多摩郷土誌フェアというのをやっておりますので、こちらは三多摩地区の自治体が刊行している歴史的な書物の共同販売している機会でございますので、こうした機会では里正日誌の販売はさせていただいております。こうした機会を通じましてPRを続けていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) 郷土誌フェアとか、私もよく行くんですけども、確かに東大和市の場合、里正日誌、あと東大和市史の資料編が一応置かれて、それも販売してるのはよくわかってます。ただ、そういう以外に、もっと紹介するような冊子というのが、やはり各市いろいろ努力してつくってるわけですね。

次の質問、もう移りますけども、やはり友好都市、喜多方市云々というね、自由民権運動ということの関連でちょっと質問しますけども、たまたま今、あきる野市、行ったときに、こういう「あきる野市ゆかりの人」というね、ちょっとしたパンフレット、これ無料で手にとっていただけるというかね、無料で配ってるものがあります。あきる野市でいろいろ貢献した人物がいっぱい載ってる。当然ながら五日市憲法も、名前が五日市憲法となってるぐらいですから、その千葉卓三郎と深澤権八とか名生とか、そこのかかわりのある人も紹介されてます。それで、私としては、やはりそういったものが市にとっても必要ではないか、とりわけ歴史を知る

上でも必要なんですけど、市をPRする。じゃ、そういった人もかわりがあるなら、東大和市も寄ってみようかなとかね、郷土博物館も寄ってみようかなと思えるような努力、そういうものが必要ではないかと思っ
ます。

特にこの五日市憲法に関して私が言いたいのは、まず例えば東大和市が何をPRするかといった場合に、今まではどうしても貯水池に多摩湖がある、自然ですね、そういったものが当然第一に来て、先ほどの震災建造物も、私は一つ大事な要素だと思っ
てますけども、それ以外でも文化的な面でも、やはり大変PRするものがあるということをもっともっと市民にも知ってもらい
必要があると思っ
てます。その点でいうと、やはり五日市憲法というのは、非常に重い意味を持つてんじゃないかと思っ
てます。

ちょっと一つね、最近、私も「えっ」と思ったのが、これは今年の10月に美智子さんですね、皇后が談話を載せてて、大変興味深い発言を
しています。ちょっと読みますと、「5月の憲法記念日はさみ、今年は憲法めぐり、例年に増して盛んな論議が取り交わされて
いたように感じます。」と。云々となって、そして「あきる野市の五日市を訪れた時、郷土館で見せていただいた「五日市憲法草案」の
ことをしきりに思い出して
おりました。」と。「明治憲法の公布（明治22年）に先立ち、地域の小学校の教員、地主や農民が、寄り合い、討議を重
ねて書き上げた民間の憲法草案で、基本的人権の尊重や教育の自由の保障及び教育を受ける義務、法の下
の平等、更に言論の自由、信教の自由など、204条が書かれており、地方自治権等についても記されていま
す。当時これに類する民間の憲法草案が、日本各地の少なくとも40数か所で作られていたと聞きましたが、近代日本の黎明期に
生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来に向けた熱い願いに触れ、深い感銘を覚えたことでした。」と。さら
に「長い鎖国を経た19世紀末の日本で、イチイの人々の間に既に育っていた民権意識を記録するものとして、世界でも珍
しい文化遺産ではないかと思
います。」というふうに述べて
ます。つまり、まさに文化遺産だ、世界に誇れるという発言をされて
ます。

さらに、今、当市の小学校の教科書、伺いましたら教育出版の6年生の社会というのをちょっと見せてもら
いましたら、その中にも民間でつくられた憲法案という形で、五日市憲法が触れられてるんですね。五日市憲法は、確
かにいわゆる私擬憲法といっ
て、民間の人たちが明治政府に先立って、こういう憲法をつくらうとい
ってつくった民間の人たちがつくった憲法案です。残念ながらそれは生かされなかったんですけども、今まではそれこそ
五日市憲法が発見されるまでは、土佐の実施者、植木枝盛ら、そういった人たちの憲法草案が非常に高く評価されて、
すぐれたもの。すぐれたものは確かにそうなんですけども、この五日市憲法はさらにそれを上回る価値があると。今
の日本国憲法と変わらないぐらいの内容を含んでるということで、今大変な評価をされてお
ります。つまり、それだけの教科書にも載ってるぐらいのものが、東大和市も実は関係があると。これ、やはりも
っとPRしていいことではないかと思
うんです。

その点で、やはり私は、この千葉卓三郎が、具体的には東大和市、奈良橋の鎌田家と深い交流があっ
て、そこで憲法草案も書いたという事実がある。事実といいますが、一応、今のところではそう、ほぼ定説になりつ
つあります。完全に学会で、そこでそう断定されたわけじゃありませんけども、恐らく3カ月、4カ月、奈良橋に
来たときに、そこで書き上げたんだろうと言われてます。実際、千葉卓三郎自身は、その当時、市内で、お寺さん
でそういう自由民権の集会などもやって発言もしている記録が残ってます。さらに多摩で、先ほど答弁にもあり
ましたけども、三多摩というのはもともと自由民権運動が盛んであった。それで、そうした結社が各地でつく
られて、今までは町田でつくられてた結社が、一番早くつくられてた定説がされて
ました。ところが、最近の研究によって、実は三多摩でも東大和で衆楽会という、そういう自由民権運動の会とい
います

かね、結社が最初につくられている。それが一番早くつくられたということが、ほぼ判明しています。つまり、これは資料編にも載ってて、もうそういう記述がされてるんですけど、つまり三多摩の中でも、それだけ東大和では明治期、自由民権運動が最初に行われ、そういった動きを示していたということまで記述されてることを考えると、やはりこの点をもっと強調していいんじゃないかと思うんです。ですから、その点でね、やはりそういったことをもっともっとPRするような冊子なり、そういうものをつくって、少なくとも市民向けにもPRしていくと、私はいろいろな意味で地域に誇りを持てる、またもう一回、歴史を考えてみよう、またこれは言ってみれば、私は観光にもつながると思ってるんですけども、そうした点でやはりこういったわかりやすいような冊子をつくっていくべきじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょう。

○社会教育部長（小俣 学君） 多摩地域の自由民権運動の関係で、東大和の地域でそういう活動が行われていたというようなことは、私どももいろいろ調べているところでございますけども、過去の歴史をひもときますと、奈良橋の鎌田家と五日市のほうとつながりは深かったようでございます。このような史実を、東大和市の歴史として広く周知をし、後世に伝えていくことは非常に重要であるかなというふうに考えるところでございます。昨年度、博物館のほうの企画展示で、「東大和の歴史展 激動の幕末・明治期を探る」という企画展を実施いたしましたけども、その中でも発祥地の記述もした経過がございます。こういうこともありますので、冊子についてすぐくれるかというのはございますが、こういう史実を広くお知らせをしていくためには、そういうものも必要だというのは私も認識をいたしますので、今後の博物館の事業の中で、そういうものが、どういふものがつくれるのか、博物館の職員とも話をしながら研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ぜひ、そう願いたいところですね。

ちょっと先ほど私が読み上げた文章で、美智子皇后の発言の中で、ちょっと私、イチイと言っちゃってましたけど、市井の人々の間に育ったということで、ちょっと訂正しておきます。

それと、こういう、これは別にあきる野市だけじゃなくて、ほかの観光をいろいろたってる地域ではね、地域の人たちのそういったPRのいろいろパンフレットをつくって、やはり地域のPRに一生懸命頑張ってます。ただ、これで、これも一言、言っておけば、ここに今、鎌田家の関係、言われて、私も改めて鎌田家の関係を見たら、ちょっともっと勉強しとくべきだったなと思うのは、もともと千葉卓三郎という天才的なそういう方がいて、若くして亡くなりましたけど、そういう五日市憲法みたいな、当時の明治でよくそういう発想ができたなというぐらいの権利意識を持った憲法草案をつくった方がいました。その方が、鎌田家とのすごい交流があって、実際これは資料編にも出てますけど、鎌田さんのお宅には、そういう千葉先生というね——まで刻まれている。それも実際に残ってるわけですから。まあこれはちょっと人のお墓、勝手にのぞくのはあれですけども、そういった歴史的な遺物も残ってます。さらに、鎌田家のその交流で、五日市との関係が、なぜ千葉卓三郎は東大和、奈良橋に寄ったかという、本人が下宿してた先が、もともと鎌田屋という下宿先で、いわゆる奈良橋の鎌田家が行ってた場所に、たまたま下宿した縁があったと。

さらにおもしろいのは、五日市の父といったか、近代化をした父って言われてる人が、実は奈良橋の鎌田家の方が五日市に行って養子に入って、そこで、岸忠左衛門さんという方ですけども、五日市までの鉄道を引いたり、五日市の町長を長くやって、さまざま貢献して、実際、郷土の誇りになってると。もともと生まれは東大和なんですね。ただ、これパンフレットを見たら、残念ながら、これちょっと間違いの記述があって、岸忠左衛門さんが明治元年生まれ、「北多摩郡大和村（現在の東大和市）に生まれる。」と書いてあるんですね。

残念ながら明治元年、まだ大和村はできてないから、どう考えても奈良橋村の間違いなんですけども、ちょっとそんな間違いもあります。これはぜひ、市のほうから言って、いいものをつくっていただいているけども、ちょっと間違いがあると指摘していただきたいと思うんですけども。いずれにしてもそういったことで、東大和とのすごい深い交流があって、それが五日市の発展にもなってたっていうこと、さらにそういった五日市憲法にもつながる人たちが、そういう形でかかわってたということがよくわかることが、まあ他市の資料からわかるんですが、残念ながら東大和市ではそういう市史の資料編とか、市史を丹念に読み込まなくちゃわからない、これではなかなか市民に普及しないと思うんです。

ですから、その点でぜひとも検討と、早速こういったことのほうも、これ博物館だけじゃなくて、私は観光課でもね、観光の担当部局でも検討していいことだと思ってます。今言った「あきる野市ゆかりの人」というのが、発行してるのが、結局、郷土館、博物館、教育委員会じゃないんですよ。観光まちづくり活動課がつくってる冊子です。観光の観点からこういう冊子をつくってますから、当然そういったほうからつくってもいいんじゃないかと、そう思うんですね。全て教育委員会、博物館というんじゃないで、やはりその辺の発想が必要ではないかと思うんですけども、ちょっとその辺で、これは市長が答えるのか、そういう姿勢でぜひ臨んでほしいと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

誰でもいいです。

○副市長（小島昇公君） 先ほど教育委員会のほうからもお答えをさせていただきましたが、教育で、長部局でという分け隔てなく調査研究していきたいと思います。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） まあ一言で。やっていただけるなら、それで大変結構だと思うんですけども、最後にちょっともう一つ、戦災建造物のことも触れさせていただきます。

同じように戦災建造物のことも、もっともっとPRしていいんじゃないかと、そう思っています。どうなんでしょうか、いろんな冊子、写真集が出てます。戦争遺跡云々ですね。そういった形で、必ずやっぱり変電所が取り上げられる。それは、やはり東大和市が文化遺産として残して、そしてちゃんとしたPRもといいますかね、そういった保存してるのが、やっぱり大きい意味を持ってるわけですね。そう考えると、戦災建造物に関しても、実際、今、原爆ドームが一方でありますけど、じゃ原爆ドームとうちの旧日立航空機の変電所だけなのかというと、そうじゃないはずなんですよね。そういったこともわかるような資料をつくって、でもやはりここが一番そういう意味では弾痕が、爆弾の跡が残ってる。航空機の機銃掃射の跡も残ってるという、貴重なものだということをPRするような資料を、やはり当然つくっていいんじゃないかと思うんですけども、その点についてもちょっとまた改めて、やはり博物館になっちゃうのかな。その点はどうでしょう。

○社会教育課長（村上敏彰君） 旧日立航空機変電所に関する資料につきましては、当時の南街地域の写真を含めまして、郷土博物館のほうで数多く保管してございます。また、変電所の保存に尽力を尽くしました、尽力をされました郷土研究のグループが数年前に解散をしてしまいましたが、その際に、その学習活動の成果や集めた資料を郷土博物館のほうに御寄贈いただきました。中身を全て精査したわけではございませんが、こうした資料の活用も含めまして、どのような形で成果品としてできるかは今後研究をしてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） これね、もともと保存運動をやってるときからわかったことなんですけども、そ

のときは博物館の皆さんがよく尽力していただいて、いろんな資料も集めてくれてと。ただ、やはりそれだけじゃなかなか足りない、市民運動の人たちも独自にやってきましたけれども、やはりより専門家を本当募って、そういった収集、やっぱりまたそういったことをまとめる作業もするべきじゃないかと思ってます。私自身もちょっと、そういった人たちの話もよく聞いてましたし、多少ちょっとかかわってた経緯があるんでわかるんですけども、あれがもう30年近く前、保存の運動をやったのは30年近く前になっちゃいますけども、そのときには例えば江戸川区の文書庫、それは東京大空襲で焼け残ったものがまだ残ってると。それを見学に行って、それはそういったことをやってきた。ただ、その当時は、あと調布のほうにあったかな、戦闘機を隠す掩体ごうですね、あれが残ってるとか、やはりその当時でも数は少なかったわけです。そういったものは、今も残ってるというものがですね。だけでも、逆にそういったものをね、やはり博物館なり担当部局なりできちっと情報収集して、やはりそこで今、全国にこういうものがあるとか、またそういったところとの団体と地域と行政との交流も含めてやるべきではないかと。

あわせて、ちょっとこれは多少大きな話というか、予算がないから無理だと言うかもしれないけど、同じような戦災建造物が戦争遺跡って言われてますけど、そういったものは海外にも当然多数あるわけです。私は非常に注目してて、実際のぞいてもいますけども、ベルリンに、ドイツに、やはり空襲を受けた教会が焼け残った形をそのまま残して保存してるんですね。すぐ隣に新しい教会をつくってます。だけど、空襲で焼けただけた建物を生かした形で、やはり平和のシンボルとしてベルリンにそういった教会も残ってます。やはりそういったね、数は少ないんですけども、各地にそういったものが残ってるわけですし、できればそういったものを東大和市が本気で戦災建造物を平和のシンボルとして、また生かしていくなら、平和のシンボルの情報発信基地として、やはり生かしていただけないかなと。戦災建造物、そこに行けばね、国内外でこういった似たようなものはいろいろ残ってますよとかね、そういった研究も当市は携わってやってますよとなれば、やはりそれに向けていろんな人がね、じゃ見学に行って勉強しようと。それがまた本当に平和教育の教材になると思うんですよ。やはりせっかくそういった大事なものを残してるんですから、ぜひ生かす努力をしていただきたいと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

○社会教育部長（小俣 学君） 変電所のPRになるかなというふうに思います。昨年度は、うまかんべえ～祭や平和市民のつどいなど、平和広場で行われた4つの行事で内部公開をいたしまして、約4,700人の方に喜んでいただきました。これ市民の方だけじゃないと思ってます。こういうときに、いつも配るのは単色ですね、要するに印刷をして、A4の1枚のものを配るわけなんですけども、いろいろ含んだ、給水塔とかいろんなものを含んだ小冊子みたいなものが配れたらいいなというふうには思ったことございます。そういうものがもちろん配ればいいんですが、すぐこれを経費がかかる話もありますので、すぐにはつけれないと思っております。あわせて海外という大きなお話もなされておりますけども、市長答弁もありましたけども、外国の方も見に来ていただいているような戦災建造物でございます。PRの手法については、さまざまあると思ってますので、どういうことができるか今後も研究、検討していきたいと思ってございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

これ博物館なり担当部局だけだと、予算の面もあっていろいろ大変でしょうから、ぜひこれは観光の観点もあわせて、市全体で取り組むような努力をぜひしていただきたいということを述べて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時49分 延会